

独立行政法人農林漁業信用基金 平成20年度業務実績報告書

(平成20年4月1日～平成21年3月31日)

中期目標項目	中期計画項目	年度計画項目	事業年度報告																																
<p>第1 中期目標の期間 独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）の中期目標の期間は、平成20年4月1日から平成25年3月31日までの5年間とする。</p>																																			
<p>第2 業務運営の効率化に関する事項</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとった措置</p>																																
<p>1 事業の効率化 ① 事業費（保険金、代位弁済費、回収奨励金、求償権管理回収助成及び求償権回収事業委託費）については、中期目標の期間中に、平成19年度比で5%以上削減する。この場合、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等外的要因により影響を受けることについて配慮する。</p> <p>② 農業・漁業信用保険業務及び林業信用保証業務につ</p>	<p>1 事業の効率化 (1) 事業費（保険金、代位弁済費、回収奨励金、求償権管理回収助成及び求償権回収事業委託費）については、その支出の可否を検討し、効率化を期するため、中期目標の期間中に、平成19年度比で5%以上削減する。この場合、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等外的要因により影響を受けることについて配慮する。</p> <p>(2) 農業・漁業信用保険業務及び林業信用保証業務につ</p>	<p>1 事業の効率化 (1) 事業費（保険金、代位弁済費、回収奨励金、求償権管理回収助成及び求償権回収事業委託費）については、以下の点など支出の可否及び支出方法等について検討し、効率化を期する。この場合、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等外的要因により影響を受けることについて配慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基金協会との事前協議の徹底、部分保証の実施による保険金支払いの低減 ・引受審査の厳格化、部分保証の対象の拡大による代位弁済の抑制 ・サービスの選定等に当たっての求償権回収に係る費用対効果への配慮による求償権回収事業委託費の抑制 <p>(2) 農業・漁業信用保険業務及び林業信用保証業務につ</p>	<p>1 事業の効率化 (1) 事業費の削減度合 ○ 事業費（保険金、代位弁済費、回収奨励金、求償権管理回収助成及び求償権回収事業委託費）については、168億78百万円の支出であり、19年度予算対比で23.0%の増加となった。</p> <p style="text-align: right;">単位：百万円</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">平成19年度 予算 (A)</th> <th style="text-align: center;">平成20年度 決算 (B)</th> <th style="text-align: center;">増 減 率 (B-A)÷A</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業費総額</td> <td style="text-align: right;">13,727</td> <td style="text-align: right;">16,878</td> <td style="text-align: right;">23.0%</td> </tr> <tr> <td>うち保険金(農業)</td> <td style="text-align: right;">9,328</td> <td style="text-align: right;">7,084</td> <td style="text-align: right;">△ 24.1%</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">(漁業)</td> <td style="text-align: right;">2,663</td> <td style="text-align: right;">7,064</td> <td style="text-align: right;">165.2%</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">代位弁済費</td> <td style="text-align: right;">1,540</td> <td style="text-align: right;">2,652</td> <td style="text-align: right;">72.2%</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">回収奨励金</td> <td style="text-align: right;">28</td> <td style="text-align: right;">31</td> <td style="text-align: right;">10.2%</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">求償権管理回収助成</td> <td style="text-align: right;">28</td> <td style="text-align: right;">28</td> <td style="text-align: right;">0.0%</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">求償権回収事業委託費</td> <td style="text-align: right;">140</td> <td style="text-align: right;">18</td> <td style="text-align: right;">△ 86.8%</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 事業費が増加した要因としては、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 漁業信用保険業務において、漁業資源の悪化による漁獲量の減少、魚価の低迷、燃油・資材の高騰等によるかつお・まぐろ漁業者、魚類養殖業者の倒産・廃業、更に平成10年頃のアコヤ貝の大量斃死を起因とする真珠養殖業者の倒産・廃業等の要因に加え、19年度第4・四半期に発生した代位弁済のうち2,980百万円が支払備金となり、20年度に支出されたことにより、保険金の支払いが大幅に増加（165.2%）したこと、 ② 林業信用保証業務において、平成19年半ばの改正建築基準法施行以降の住宅着工の減少、20年前半の資材価格の高騰等の外的要因、加えて20年度秋口以降の全国規模の景気後退による影響を受け、経営が悪化し、地域の中核企業やグループ企業の倒産が相次ぎ代位弁済費が大幅に増加（72.2%）したこと、が挙げられる。 <p>(2) 事業費の削減に向けての取組（農業信用保険業務）</p>		平成19年度 予算 (A)	平成20年度 決算 (B)	増 減 率 (B-A)÷A	事業費総額	13,727	16,878	23.0%	うち保険金(農業)	9,328	7,084	△ 24.1%	(漁業)	2,663	7,064	165.2%	代位弁済費	1,540	2,652	72.2%	回収奨励金	28	31	10.2%	求償権管理回収助成	28	28	0.0%	求償権回収事業委託費	140	18	△ 86.8%
	平成19年度 予算 (A)	平成20年度 決算 (B)	増 減 率 (B-A)÷A																																
事業費総額	13,727	16,878	23.0%																																
うち保険金(農業)	9,328	7,084	△ 24.1%																																
(漁業)	2,663	7,064	165.2%																																
代位弁済費	1,540	2,652	72.2%																																
回収奨励金	28	31	10.2%																																
求償権管理回収助成	28	28	0.0%																																
求償権回収事業委託費	140	18	△ 86.8%																																

いては、「第4 財務内容の改善」に記載している引受審査の厳格化等、モラルハザード対策の取組を着実に実施する。

いては、引受審査の厳格化等、モラルハザード対策の取組を着実に実施する。

いては、引受審査の厳格化等、モラルハザード対策の取組を着実に実施する。

- 引受審査の厳格化
 - ・ 大口引受案件事前協議件数は、527件（条件変更含む。）であった。
 - ・ 大口引受案件等に係る事前協議時において、電話等による情報交換等を実施し協議を行った他、方針のすりあわせが必要な案件等重要案件については基金協会と対面での協議を実施した。（10協会）
 - ・ 個別案件については、被保証者の財務内容、資金の償還可能性等を総合的に勘案した協議を実施しており、大口引受案件事前協議527件（条件変更含む。）のうち、取り下げ29件等となった。
- 部分保証の実施
 - ・ 20年4月より家畜飼料特別支援資金に部分保証が導入された。
 - ・ 部分保証の対象となる農業経営負担軽減支援資金1件、畜特資金9件、家畜飼料特別支援資金120件について事前協議を行い、部分保証が的確に実施されているか確認した。
- 大口保険金支払の事前協議
 - ・ 大口保険金支払案件について、34件の事前協議を実施した。（一部免責1件）
- 求償権管理回収助成
 - ・ 基金協会の求償権が647億円（19年度末。前年度比2.1%増）となり、その回収が喫緊の課題となっている中で、20年度においても前年と同額の助成を実施することとした。

(3) 事業費の削減に向けての取組（林業信用保証業務）

- 引受審査の厳格化
 - ・ 保証引受審査に当たっては、当該申請企業の財務諸表や当基金の保有する資産査定データ等を利用して財務状況の的確な把握に努めるとともに、新規・増額案件、財務内容不良案件等について、総括調整役（林業担当）等を構成員とする審査協議会の開催を通じた厳格な保証審査（審査協議231件中121件について、保全措置の追加、拒否等の対応）、適切な期中管理（現地調査43件、長期保証についての決算書の徴求、経営悪化がみられる保証先について融資機関等との協議による経営健全化への支援等）により審査の厳格化に努めた。
- 部分保証の導入
 - ・ 20年4月に林業信用保証業務細則等の見直しを行い、100%保証の対象を制度資金、間伐材資金等の政策性のより高いものに限定した。（20年6月1日保証申込受付分から適用。）
- 支払い審査の厳格化
 - ・ 代位弁済案件については、免責事項の該当の有無等、案件ごとに厳格な審査を実施した。（審査件数（全支払案件）106件）
- サービサーの選定
 - ・ サービサーの選定等に当たっては、事業実施のエリア、同様の債権についての取り扱い実績、回収方法、回収姿勢及び経費負担等を考慮して、企画競争により2社を選定するとともに、委託費の支払いについては回収実績の一定の割合を支払う方法とし、費用対効果に配慮している。

(4) 事業費の削減に向けての取組（漁業信用保険業務）

- 引受審査の厳格化
 - ・ 大口引受案件事前協議（条件変更含む）は、29件実施した。
 - ・ 事前協議においては、被保証人の財務内容、資金の償還可能性等を総合的に勘案した審査を実施しており、基金協会から提出された協議資料の内容について電話等により照会・確認をしながら協議を実施し、必要に応じ保証条件に係る申し送り事項を付し適切な保証引受に努めている。（申し送り案件：1件）
- 部分保証の実施
 - ・ 20年4月より経営安定資金に部分保証を導入した。
 - ・ 経営安定資金の保証引受に際し、契約に係る協議を7件実施し、部分保証が的確に実施されているか確認した。
- 大口保険金支払の事前協議

			<ul style="list-style-type: none"> ・ 大口保険金支払案件の事前協議を170件実施した。 ・ 基金協会から提出された協議資料の内容について電話等により記載事項及び免責事項の検証を行っており、代位弁済の妥当性や回収見込み等について申し送り事項を付し、適切な審査に努めた。(申し送り案件：73件) ○ 回収奨励金 <ul style="list-style-type: none"> ・ 回収奨励金は前年度の回収金収入実績に応じて、各基金協会に交付しているところである。協会の求償権が1,244億円(平成21年1月末現在、約5%増)となり、求償権の回収が喫緊の課題となっていることから、20年度においても、引き続き助成を実施したところである。 ・ 20年度交付実績31,154千円は、19年度予算額28,270千円と比べて2,884千円(10.2%)増加している。これは、19年度予算額の算出基礎である18年度回収予算額が約14億円であるのに対し、担保処分等により、19年度回収実績額が約16億円と増加したことによるものである。なお、今年度の回収額は1,245,603千円と減少したこと、来年度回収奨励金交付額は、24,631千円(19年度予算額より12.9%減)となる見込みである。
<p>③ 共済団体等に対する貸付業務については、民間金融機関による融資を促すために、セーフティーネットとしての法人の役割について周知を行う。</p>	<p>(3) 共済団体等に対する貸付業務については、民間金融機関による融資を促すために、セーフティーネットとしての法人の役割について周知を行う。</p>	<p>(3) 共済団体等に対する貸付業務については、民間金融機関による融資を促すために、セーフティーネットとしての法人の役割について周知を行う。</p>	<p>(5) 共済団体等への貸付における信用基金の役割の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 信用基金のパンフレットを改訂し、基金のセーフティーネットとしての役割を明記して、周知を図った。特に、同役割について、農業災害補償運営協議会及び全国農業共済協会が主催する全国会長会議及び全国参事会議の場において周知を図った。
<p>④ 低利預託原資貸付業務については、主として主務省における資金需要の精査結果及び資金の納付方法等についての関係機関等との協議の結果を踏まえた主務省からの指示に従って、将来にわたって活用される見込みのない資金を国庫に納付する。</p> <p>また、本資金については、借受者のニーズを踏まえた主務省の見直しを踏まえ、着実に実施するものとする。</p>	<p>(4) 低利預託原資貸付業務については、主として主務省における資金需要の精査結果及び資金の納付方法等についての関係機関等との協議の結果を踏まえた主務省からの指示に従って、将来にわたって活用される見込みのない資金を国庫に納付する。</p> <p>また、本資金については、借受者のニーズを踏まえた主務省の見直しを踏まえ、着実に実施するものとする。</p>	<p>(4) 低利預託原資貸付業務については、主として主務省における資金需要の精査結果及び資金の納付方法等についての関係機関等との協議の結果を踏まえた主務省からの指示に従って、将来にわたって活用される見込みのない資金を国庫に納付する。</p> <p>また、本資金については、借受者のニーズを踏まえた主務省の見直しを踏まえ、着実に実施する。</p>	<p>(6) 低利預託原資貸付業務の見直しの着実な実施(農業信用保険業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 農業経営改善促進資金については、次のような借入者のニーズを踏まえた主務省の見直し措置が講じられているところであり、その着実な実施に努めている。また、これらを反映させたリーフレットを刷新し、関係機関を通じて配布する等により本資金の利用推進に努めている。 [主務省の見直し事項] <ul style="list-style-type: none"> ① 資金用途の確認方法の簡素化(19年8月から実施) ② 再認定時の借入手続きの簡素化(19年8月から実施) ③ 貸付対象資金用途の拡充(20年度から実施) ④ 対象金融機関の追加(20年度から実施) ⑤ 資金利用申込書兼借入申込書の記載方法の簡素化(20年度から実施) <p>(7) 低利預託原資貸付業務の見直しの着実な実施(林業信用保証業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 木材産業等高度化推進資金については、次のような借入者のニーズを踏まえた主務省の見直しが講じられているところであり、その着実な実施に努めている。 [主務省の見直し事項] <ul style="list-style-type: none"> ① 協調倍率を下げた低利資金の創設(20年度から実施) ② 貸付対象要件の緩和(20年度から実施) <p>(8) 低利預託原資貸付業務の見直しの着実な実施(漁業信用保証業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 漁業経営改善促進資金については、次のような借入者のニーズを踏まえた主務省の見直しが講じられているところであり、その着実な実施に努めている。また、これらを反映させたリーフレットを刷新し、関係機関を通じて配布する等により本資金の利用推進に努めている。 [主務省の見直し事項] <ul style="list-style-type: none"> ① 協調倍率の引き下げによる金利引き下げ(19年度から実施) ② 手続きの簡素化(19年11月から実施)

			<p>③ 貸付対象資金使途の拡充（20年度から実施）</p> <p>④ 対象金融機関の追加（20年度から実施）</p>
<p>⑤ 林業寄託業務については、貸付枠の縮減及び民間からの長期借入方式から政府の出資方式への段階的な移行について、着実に実施する。</p>	<p>(5) 林業寄託業務については、貸付枠の縮減及び民間からの長期借入方式から政府の出資方式への段階的な移行について、着実に実施する。</p>	<p>(5) 林業寄託業務については、施業転換資金部分を廃止し、貸付枠を38億円から17億円に縮減するとともに、寄託原資について、5億円を政府出資により調達し、長期借入金を抑制する。</p>	<p>(9) 林業寄託業務の見直しの着実な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 施業転換資金部分の廃止による貸付枠の縮減（38億円⇒17億円）に対応した寄託を実施（寄託額 19年度3,790百万円⇒20年度1,400百万円）。 ○ 寄託原資として、政府出資金5億円を調達し、長期借入金を抑制した。20年度寄託原資1,400百万円中、長期借入金648百万円（出資がない場合は長期借入金1,148百万円）。
<p>⑥ 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務の対象資金については、「民でできることは民で」という考え方を踏まえつつ、検討を行う。</p>	<p>(6) 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務の対象資金については、「民でできることは民で」という考え方を踏まえつつ、検討会を設置し、検討を行う。</p>	<p>(6) 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務の対象資金については、「民でできることは民で」という考え方を踏まえつつ、検討会を設置し、その役割、保険収支等の状況を踏まえ検討を行う。</p>	<p>(10) 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務における「民でできることは民で」の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 農業信用保険業務については、保険対象資金の役割、保険収支の状況等を踏まえ、対象資金のあり方について（新たな追加も含め）モラルハザード防止策とともに、総合的に検討するため、農業信用保証保険業務あり方検討会を設置した。20年度においては、現行制度における保険対象資金の現状・対象となった経緯、対象資金を巡る状況などの検討を行った。 ○ 漁業信用保険業務については、保険対象資金の役割、保険収支の状況等を踏まえ、対象資金のあり方について、モラルハザード防止策とともに検討を行うため、漁業信用保険業務あり方検討会を設置した。20年度においては、保険対象資金の役割、現状等の検討を行った。
<p>2 業務運営体制の効率化</p> <p>① 業務の質や量に対応した組織体制・人員配置の見直しを行い、業務運営の効率化を行う。</p>	<p>2 業務運営体制の効率化</p> <p>(1) 業務の質や量に対応した組織体制・人員配置の見直しを行い、業務運営の効率化を行う。</p>	<p>2 業務運営体制の効率化</p> <p>(1) 業務の質や量に対応した組織体制・人員配置の見直しを行い、業務運営の効率化を行う。</p>	<p>2 業務運営体制の効率化</p> <p>(1) 組織体制・人員配置の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 業務運営の効率化を図るため、20年7月に経理関係組織の見直しを行い、経理総括課、経理第一課及び経理第二課の3課を経理総括課及び経理業務課の2課に改組した。 <p>(2) 組織体制・人員配置の見直しによる人員の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 20年7月の経理関係組織の見直しに伴い、林業及び漁業部門併せて人員を1名削減した。 ○ 信用基金の人員について、1名の削減を行ったことに伴い、20年度末時点で122名となった。
<p>② 職員の能力の向上を図るため、各種研修を効果的に実施する。</p>	<p>(2) 職員の能力の向上を図るため、各種研修を効果的に実施する。</p>	<p>(2) 職員の能力の向上を図るため、研修計画に基づき各種研修を効果的に実施する。</p> <p>ア. 養成研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新規採用研修 ・ 一般職員研修 ・ 現地研修 ・ 課長級研修 <p>イ. 能力開発研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支援研修 ・ 実践研修 ・ 専門研修 	<p>(3) 研修計画の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 中期研修計画に基づき、20年3月に20年度研修計画を作成し、計画的に研修を実施した。 ○ 19年度に引き続き、職責別に必要とする能力を習得させる「計画的養成研修」と実務的、専門的スキルを習得させる「能力開発研修」に体系化して実施するとともに、新たにコンプライアンスに係る研修を実施した。具体的には、以下のとおり。 <p>(計画的養成研修)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新規採用研修（新規採用者に信用基金の業務を理解させる研修 4月） ・ 一般職員研修（課長補佐以下の職員に対し専門知識を付与するための研修 7月） 財務諸表の見方と経営分析の手法に関する研修 保険数理の基礎を理解する研修 ・ 課長級研修（課長職を対象とした部下指導のあり方、職場の活性化、リーダーシップ発揮の手法に関する研修 11月） ・ 現地研修（課長補佐以下の職員に対し農林漁業の経営実態を把握させる研修 11月）

		<p>ウ. 法令遵守意識啓発研修</p>	<p>(能力開発研修)</p> <ul style="list-style-type: none"> 実践研修 (全職員を対象とし、農林漁業の情勢等、専門的知識を習得させる研修 1月) 専門研修 <ul style="list-style-type: none"> 政府出資法人等内部監査業務講習会 (会計検査院主催 11月) 事業再生に関する通信教育研修 (金融財政事情研修会主催) <p>(法令遵守意識啓発研修)</p> <ul style="list-style-type: none"> コンプライアンス研修 (全職員受講とし、受講できなかった職員に対しては、電子媒体を用いて受講。信用基金におけるコンプライアンス及び情報セキュリティに関する研修 3月) <p>(4) 研修の効果的实施</p> <ul style="list-style-type: none"> 研修の実効性の確保、今後の研修の充実に反映させる観点から、研修受講者に対して確認テストやレポートの提出を課すとともに、講師及び受講者に対するアンケートを実施した。 この結果、確認テストにおいて、概ね習得できているといった結果が得られ、また、レポートにおいても理解しやすい等、受講者が研修内容を十分理解している状況が確認された。また、アンケートにおいて、講師からは質問が活発にできるなど受講態度が前向きとの評価を得、またその9割以上の受講者から「研修は有益であった」、「管理職としての意識の向上に役立った」等の回答を得ている。 さらに、研修の実効性をより高めるため、21年度からは、専門研修について、研修効果の評価の取扱いの検討を行うこととした。
--	--	----------------------	---

<p>③ 平成20年度末までに検討することとされている国の農業共済再保険特別会計及び漁船再保険及び漁業共済保険特別会計の統合の検討状況を踏まえ、農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務に係る両部署を統合する。 また、両部署の統合を検討するに当たっては、経費の縮減及び業務運営の効率化を図る観点から、統合効果を最大限発揮させるものとする。</p>	<p>(3) 平成20年度末までに検討することとされている国の農業共済再保険特別会計及び漁船再保険及び漁業共済保険特別会計の統合の検討状況を踏まえ、農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務に係る両部署を統合する。 また、両部署の統合を検討するに当たっては、経費の縮減及び業務運営の効率化を図る観点から、統合効果を最大限発揮させるものとする。</p>	<p>(3) 平成20年度末までに検討することとされている国の農業共済再保険特別会計及び漁船再保険及び漁業共済保険特別会計の統合の検討状況を踏まえ、農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務に係る両部署の統合に向けた準備を行う。</p>	<p>(5) 災害補償関係部門の統合の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務に係る両部署で、国の再保険特別会計の統合検討の状況並びに両部署の統合による期待される効果及び統合に当たっての留意事項について検討・確認を行った。
--	--	---	--

<p>3 経費支出の抑制</p> <p>① 一般管理費 (人件費、公租公課及び特殊要因により増減する経費を除く。) について、中期目標の期間中に、平成19年度比で15%以上抑制する。</p>	<p>3 経費支出の抑制</p> <p>(1) すべての支出について、当該支出の可否を検討するとともに、以下の措置を講じること等により、一般管理費 (人件費、公租公課及び特殊要因により増減する経費を除く。) について、中期目標の期間中に、平成</p>	<p>3 経費支出の抑制</p> <p>(1) すべての支出について、当該支出の可否を検討するとともに、以下の措置を講じること等により、一般管理費 (人件費、公租公課及び特殊要因により増減する経費を除く。) の節減を行う。</p>	<p>3 経費支出の抑制</p> <p>(1) 一般管理費の削減度合</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般管理費 (人件費、公租公課及び特殊要因により増減する経費を除く。) については、4億23百万円の支出であり、19年度予算対比で39.8%の削減となった。 <p style="text-align: right;">単位：百万円</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 15%;">平成19年度 予算 (A)</th> <th style="width: 15%;">平成20年度 決算 (B)</th> <th style="width: 40%;">増減率 (B-A)÷A</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般管理費総額</td> <td style="text-align: center;">702</td> <td style="text-align: center;">423</td> <td style="text-align: center;">△ 39.8%</td> </tr> </tbody> </table>		平成19年度 予算 (A)	平成20年度 決算 (B)	増減率 (B-A)÷A	一般管理費総額	702	423	△ 39.8%
	平成19年度 予算 (A)	平成20年度 決算 (B)	増減率 (B-A)÷A								
一般管理費総額	702	423	△ 39.8%								

<p>19年度比で15%以上の節減を行う。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ○ 削減要因としては、農業・漁業保証保険システムの全面的な見直しが予定されていることを踏まえ、不急なシステム修正を見合わせたこと、事務所が入居しているビルの大規模修繕がなかったこと、事務・業務に係る経費の節減に努めたこと等が挙げられる。 ○ 福利厚生費については、職員の旅行行事への補助を廃止するとともに、21年3月に食券による昼食費の助成を廃止した（施行は21年4月。）。なお、20年度において、上記の旅行行事への補助以外のレクリエーション経費はなかった。
	<p>① 会計規程に基づき、支出の部署別時期別配分を行うなど予算の執行管理を徹底する。また、減損会計の情報に基づき、適正な資産の評価を行う。</p>	<p>(2) 予算の適正な執行管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 予算の効率的かつ適正な執行を図るため、部門ごとに業務計画、過去の支出実績等を勘案して実行予算を策定し、課室ごとの予算配分を行った。 また、毎月の支出実績をとりまとめ、期中においても支出実績を勘案しつつ、実行予算の見直しを行うなど、適正な期中管理を行った。 ○ 21年2月に支出点検プロジェクトチーム（後述）を信用基金内に設置し、より一層の経費の節減について検討を行った。 <p>(3) 減損会計の情報に基づく適正な資産の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 21年4月に、20年度末において保有する土地及び建物等固定資産について、資産査定実施要領に基づき資産査定を行い、その過程において、事務所、宿舍等の固定資産について、固定資産の有効利用の促進等の観点から評価を行った。この結果、これらの固定資産の保有目的、利用状況を把握した。 ○ 資産査定に当たっては、査定実施部門の査定結果について、監理室が検証する仕組みとなっており、21年5月に検証が行われた。
<p>・役職員に対し、費用対効果等のコスト意識を徹底させる。</p>	<p>② 役職員に対し、費用対効果などのコスト意識を徹底させる。</p>	<p>(4) 役職員のコスト意識の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 役職員のコスト意識を徹底させるため、部署別予算配分・適切な期中管理を行うとともに、定期的な部内の会議等において、予算の執行状況や年度中の執行の見通しを説明し、周知を図った。 ○ 21年2月に信用基金内に設置した支出点検プロジェクトチーム（後述）において、役職員の意識改革を促進するための取組を検討することとした。
<p>・業務実施方法を見直す。</p>	<p>③ 外部委託の推進を図るなど業務実施方法を見直す。</p>	<p>(5) 業務実施方法の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 信用基金内で発生する文書を適正かつ効率的に処理・管理するため、19年度に整備した総合文書管理システムについて、規程等の整備、使用方法の職員への周知等の準備作業を行い、20年9月から運用を開始した。 ○ 消耗品の調達方法について、勘定ごとに調達していた従前の方法を見直し、信用基金全体で一括して競争入札により調達する方法に変更した。 ○ 業務改善提案制度による職員からの提案に基づき、慶弔見舞金の廃止及び両面コピーの徹底について、信用基金内に周知した。 ○ 信用基金における支出の無駄を削減するため、21年2月に、信用基金内に支出点検プロジェクトチームを設置した。 プロジェクトチームにおいては、①支出の無駄を削減するための取組、②支出の執行状況をより一層翌年度の支出に反映させるための取組、③役職員の意識改革を促進するための取組等を検討することとしている。 21年3月に、第1回会合を開き、今後、契約等の支出項目について、点検を行っていくこととした。 ○ 業務の外部委託については、15年度以降、林業信用保証業務における求償権回収業務の一部を債権回収業者（サービサー）に委託しているとともに、16年度以降、給与計算・社会保険事務を外部に委託している。 なお、官民競争入札については、実施しなかった。（例えば、信用基金の貸付金の回収業務は、貸付対象が公的団

体（基金協会等）であり、貸付件数も限られているなど官民競争入札の対象とする必要性がなく、また、その他民間に委託することにより効率的に実施できる業務については、既に外部委託している。）

② 人件費（退職手当及び法定福利費を除く。また、人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）に基づき、平成18年度以降5年間に国家公務員に準じた人件費削減を行うとともに、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。

(2) 人件費（退職手当及び法定福利費を除く。また、人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）に基づき、国家公務員に準じた人件費削減に取り組み、平成18年度以降5年間に、5%以上の削減を行うとともに、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、役職員の給与について必要な見直しを進める。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。

(2) 人件費（退職手当及び法定福利費を除く。また、人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）について、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、役職員の給与について必要な見直しを進める。

4 人件費の抑制

(1) 人件費の17年度決算対比の削減度合

- 人件費（退職手当及び法定福利費を除く。）については、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直し、人員の削減等により、17年度決算比で11.5%削減（削減目標3%）の10億73百万円であった。

単位：百万円

	平成17年度 決算 (A)	平成20年度 決算 (B)	増減率 (B-A)÷A
人件費 (退職手当及び法定福利費を除く)	1,212	1,073	△ 11.5%

(2) 人件費削減に向けた取組

- 業務体制の見直しにより課長ポストを1削減し、職務手当（国の管理職手当に相当）の支給額を削減するとともに、1名の人員削減を行った。
- 国家公務員給与構造改革により、国の地域手当は18年度以降5年間で6%引き上げられる予定であるところ、信用基金においては、特別都市手当（国の地域手当に相当）について、ラスパイレス指数（地域別・学歴別）が100に到達するまで、0.4%の引き上げに留めることとしており、20年度においても、引き続き、同手当の額を据え置いた。
- 職務手当について、19年度に定率から定額に移行する際に、一部の役職について、低い率で定額化を行うとともに、同年度中に一層の引き下げを行ったところであり、20年度においても、引き続き、同手当の額を据え置いた。
- 国には設けられていない諸手当等はない。

③ 給与水準については、平成18年度の対国家公務員学歴別・地域別指数（学歴別地域別法人基準年齢階層ラスパイレス指数）104.6について、中期目標期間の終了時まで100まで低下させる。

(3) 給与水準については、平成18年度の対国家公務員学歴別・地域別指数（学歴別地域別法人基準年齢階層ラスパイレス指数）104.6について、中期目標期間の終了時まで100まで低下させる。

(3) 給与水準については、平成18年度の対国家公務員学歴別・地域別指数（学歴別地域別法人基準年齢階層ラスパイレス指数）104.6について、中期目標期間の終了時まで100まで低下させるため、特別都市手当を据え置く（国家公務員の地域手当（東京特別区）にあっては平成20年4月から1.5%アップ）などの取組を行う。

(3) ラスパイレス指数の引下げ

- 19年度のラスパイレス指数（地域別・学歴別）については、18年度比で2.6ポイント減少し、102.0となった。

	平成18年度 (A)	平成19年度 (B)	(B-A)
対国家公務員指数 (地域・学歴別)	104.6	102.0	△ 2.6
(参考)対国家公務員指数	121.4	118.0	△ 3.4

(4) ラスパイレス指数の引下げに向けた取組

- 国家公務員給与構造改革により、国の地域手当は18年度以降5年間で6%引き上げられる予定であるところ、信用基金においては、特別都市手当について、ラスパイレス指数（地域別・学歴別）が100に到達するまで、0.4%の引き上げに留めることとしており、20年度においても、引き続き、同手当の額を据え置いた。
- 昇任・昇格ペースについて、19年度以前と比較して、1～2年遅らせる運用を開始した。
- 職務手当について、19年度に定率から定額に移行する際に、一部の役職について、低い率で定額化を行うとともに、同年度中に一層の引き下げを行ったところであり、20年度においても、引き続き、同手当の額を据え置いた。

<p>また、給与水準の適正性について検証し、その検証結果や国家公務員と比べて給与水準が高い理由及び適正化への取組状況について公表し、国民に対して納得が得られる説明を行う。</p>	<p>また、給与水準の適正性について検証し、その検証結果や国家公務員と比べて給与水準が高い理由及び適正化への取組状況について公表し、国民に対して納得が得られる説明を行う。</p>	<p>また、給与水準の適正性について検証し、その検証結果や国家公務員と比べて給与水準が高い理由及び適正化への取組状況について公表し、国民に対して納得が得られる説明を行う。</p>	<p>(5) ラスパイレス指数の対外的説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国に比べて、給与水準が高くなっている理由は、以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ① 職員全員が東京特別区の勤務であるため、当基金の特別都市手当（国の地域手当に相当）の支給割合（100%）が国（25.6%）に比べて高くなっていること。 ② 保険や金融に関する専門性の高い業務を行っていることから、当基金の大学卒の職員の割合（69.4%）が国（48.2%）に比べて高いこと。 ○ 地域・学歴を勘案したラスパイレス指数は、102.0（19年度）であるが、中期目標期間終了時までには、100まで低下させることとしている。 ○ ラスパイレス指数、指数が高くなっている理由、指数の引き下げに向けた取組については、信用基金のHPにおいて公表している。 <p>また、給与水準については、21年5月に監事監査が行われた。</p>
<p>4 内部監査の充実 業務の適正化を図るため、信用基金の各業務を横断的に監査する内部監査体制を充実・強化する。</p>	<p>4 内部監査の充実 業務の適正化を図るため、信用基金の各業務を横断的に監査する内部監査体制を充実・強化する。</p>	<p>4 内部監査の充実 業務の適正化を図るため、内部監査規程及び内部監査マニュアルに基づき、常勤監事と連携しつつ、内部監査年度計画に従い信用基金の各業務について内部監査を適切に実施する。</p>	<p>5 内部監査の充実</p> <p>(1) 内部監査年度計画の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 20年度内部監査年度計画について監事と連携を図り、内部監査方針、内部監査の対象、重点事項、実施時期等を内容とした計画を、20年3月に策定した。また、個人情報取扱規程第36条の規定に基づく監査を実施するため、20年8月に当該計画を変更した。 <p>(2) 内部監査の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 20年度内部監査計画に基づき、次の業務の適切性、有効性等の観点から内部監査を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ① 20年7月に資産査定及び償却・引当業務（有価証券及びその未収収益等を除く。）の実施体制、資産の分類、引当金の算定、資産の償却等に関する事務を対象として内部監査を実施し、敷金・保証金の資産査定に係る改善を図ることとした。 ② 20年10月に農業信用保険業務の保証保険等の契約締結、付保通知、保険金の請求・支払い等に関する事務を対象として内部監査を実施し、保険契約額の管理、保険データのシステム登録事務等に係る改善を図ることとした。 ③ 21年1月に農業災害補償関係業務の貸付審査、貸付事務手続き等に関する事務を対象として内部監査を実施し、貸付関係書類のチェック体制等に係る改善を図ることとした。 ④ 21年2月に個人情報保護の管理体制、管理状況、情報システムの安全確保等に関する事務を対象として内部監査を実施し、暗証番号式施錠の暗証番号の定期的な変更等に係る改善を図ることとした。 <p>(3) 内部監査チェックリストの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 19年12月に、信用基金の業務全般について、内部管理態勢の評価や問題点の指摘、改善方法の提言等まで踏み込んだ監査を実施するため、組織体制、規程等の整備を行ったところである。内部監査を実施するに当たっては、監査対象業務に応じて、具体的な監査事項、着眼点等を整理したチェックリストを作成することが必要である。 ○ 20年度においては、監査対象であった「資産査定及び償却引当業務」「農業信用保険業務」「農業災害補償関係業務」「個人情報保護に関する事務」について、監査項目ごとに着眼点等を整理したチェックリストを作成し、内部監査を実施した。 <p>(4) 内部監査における要改善事項のフォローアップの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 19年12月に制定された内部監査規程において、指摘事項に対する被監査部署からの改善方針の報告、年度末の改善状況のチェック等フォローアップの仕組みが強化されたところである。 ○ 20年度の内部監査における指摘事項に対する改善状況については、指摘後、それぞれ1ヶ月以内に被監査部署から改善方針の回答を提出させた。 ○ 20年度におけるフォローアップについては、18年度及び19年度の内部監査についてのフォローアップを行い、保

			<p>有個人情報に関して、委託契約書について個人情報漏えい時における対応事項の記載もれ、契約については契約関係規程に基づく事務手続の徹底等、余裕金の運用については、迅速化かつ効率化について、それぞれ改善されたことを確認した。</p> <p>(5) 監査能力の向上のための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 総務省行政評価局が主催した「平成20年度評価・監査中央セミナー」に職員2名及び会計検査院が開催した「第27回政府出資法人等内部監査業務講習会」に職員1名を参加させ、監査業務の遂行に必要な知識の習得に努め、内部監査の充実強化に取り組んだ。
<p>5 内部統制機能の強化</p> <p>① 業務の適正な執行を図るため、コンプライアンス委員会において外部の有識者の専門的知見を活用するなどコンプライアンス（法令等遵守）への取組を充実・強化する。</p>	<p>5 内部統制機能の強化</p> <p>(1) 業務の適正な執行を図るため、コンプライアンス委員会において外部の有識者の専門的知見を活用するなどコンプライアンス（法令等遵守）への取組を充実・強化する。</p>	<p>5 内部統制機能の強化</p> <p>(1) 業務の適正な執行を図るため、コンプライアンス・マニュアル及びコンプライアンス・プログラムを策定し、外部の有識者の専門的知見も活用しつつ、コンプライアンス委員会を中心にコンプライアンスの推進に向けた取組を適切に実施する。</p>	<p>6 内部統制機能の強化</p> <p>(1) コンプライアンス・プログラムの策定等コンプライアンス推進への取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 20年6月に、コンプライアンス推進体制、コンプライアンス・マニュアルの作成及び役職員への周知、コンプライアンス研修の実施、コンプライアンスの点検、長期職場離脱制度の実施等を内容とする20年度コンプライアンス・プログラムを策定した。 ○ 同プログラムに基づき、以下のようなコンプライアンスの推進に計画的に取り組んだ。 <ul style="list-style-type: none"> ① 信用基金におけるコンプライアンス基本方針及び役職員行動規範の策定並びに役職員への周知 ② コンプライアンス・マニュアルの作成及び役職員への周知 ③ 外部講師（弁護士）によるコンプライアンス研修の実施 ④ コンプライアンス・チェックの実施 ⑤ 長期職場離脱制度の運用開始、公益通報者保護制度の適切な運用 ○ このほか、19年12月に制定したコンプライアンス規程を改正し、コンプライアンス委員会の委員に外部有識者を含めることとした。また、コンプライアンス委員会を4回開催し、コンプライアンスに係る重要事項を審議した。 ○ コンプライアンスの実施状況については、21年5月に監事監査が行われた。 <p>(2) コンプライアンス・マニュアルの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 20年9月に、信用基金におけるコンプライアンスに係る取組・推進体制を取りまとめたコンプライアンス・マニュアルを作成した。 コンプライアンス・マニュアルの内容は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ① コンプライアンスの意義 ② コンプライアンス基本方針・役職員行動規範 ③ コンプライアンス委員会等コンプライアンス推進体制の概要 ④ コンプライアンス・チェック、公益通報者保護制度等コンプライアンス関係制度の概要 ⑤ 農林漁業信用基金法、民法、刑法等遵守すべき法令・規程等の概要 ○ コンプライアンス・マニュアルは、冊子にして全役職員に配布し、周知を図った。また、職員情報専用サイトに掲示した。 また、コンプライアンス基本方針、役職員行動規範は、常に携帯できるようカードに印刷して全役職員に配布するとともに、職場の入口に基本方針を掲示した。 <p>(3) コンプライアンスに係る取組状況のチェックの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 職員におけるコンプライアンスの推進状況を点検するため、コンプライアンス・チェックを実施することとし、2

			<p>0年9月に規程等の整備を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 21年3月に、コンプライアンス・チェックを実施し、その結果をとりまとめ、コンプライアンス委員会で審議した。この結果を踏まえ、コンプライアンス研修の充実、チェックリストの改善等に取り組むこととした。
② 業務の適正化を図るため、事務リスク自主点検等事務改善への取組を着実に実施する。	(2) 業務の適正化を図るため、事務リスク自主点検等事務改善への取組を着実に実施する。	(2) 業務の適正化を図るため、部室が所掌する事務の自主的な点検及び職員からの業務改善提案に対する取組を適切に実施する。	<p>(4) 事務リスク自主点検等の実施及び業務改善への反映</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 19年12月に制定した業務改善提案・事務リスク自主点検実施要領に基づき、20年9月に事務リスク自主点検を実施し、その結果、物品の管理、金庫の管理等の事務において改善すべき事項が認められた。業務改善委員会の審議を経て改善案を策定し、事務の改善を図っている。 ○ 職員から、業務改善提案が3件（慶弔見舞金の廃止、両面コピーの徹底、契約関係事務処理手続きの改善）あり、業務改善委員会においてその取扱いを検討した結果、慶弔見舞金の廃止及び両面コピーの徹底については直ちに実施するとともに、契約関係事務処理手続きの改善については、実態を調査した上で、対応を検討することとした。
③ 役職員に対して、目標管理の導入等により適切な人事評価を行うとともに、その業績及び勤務成績等を給与・退職金等に一層反映させることにより業務遂行へのインセンティブを向上させる。	(3) 役職員に対して、目標管理の導入等により適切な人事評価を行うとともに、その業績及び勤務成績等を給与・退職金等に一層反映させることにより業務遂行へのインセンティブを向上させる。	(3) 業務遂行へのインセンティブの向上を目指して、業績及び勤務成績等を給与・退職金等に一層反映させるよう努める。	<p>(5) 目標管理の導入による適切な人事評価、業績及び勤務成績等の給与・退職金等への一層の反映</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 職員の勤勉手当並びに昇給については、勤務評定実施規程及び職員給与規程等に基づき、勤務評定を実施することにより人事評価及び勤務成績を反映させた算定方法を用いている。 また、役員の特典手当及び退職手当についても、主務省独立行政法人評価委員会が行う業績評価を用いてこれを増減することができる規程を設けている。 なお、目標管理の導入については、農林水産省全体が22年度までに新たな人事評価制度を導入することとしており、その実施状況をみながら、遅滞なく信用基金にも導入することとしている。
6 評価・分析の実施 事業ごとの厳格かつ客観的な評価・分析を実施し、その結果を着実に業務運営に反映させる。	6 評価・分析の実施 事業ごとの厳格かつ客観的な評価・分析を実施し、その結果を着実に業務運営に反映させる。	6 評価・分析の実施 農林漁業信用基金評価・点検委員会を中心に評価・分析を行うとともに、その結果を業務運営に反映させる。	<p>7 評価・分析の実施</p> <p>(1) 事業ごとの評価・分析の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ より厳格な評価を行い、その結果を業務運営に的確に反映させるため、20年11月に事業評価分析実施要領を制定し、新たな事業評価分析制度を実施することとした。 この制度においては、事業年度終了後に実施する年度評価に加えて、新たに、期中に2回（10月、1月）評価を行うとともに、理事長、副理事長ほか全理事、参事、総括調整役の参加する定例会議において、評価結果及び対応方針を審議することとした。 ○ 同要領に基づき、20年11月及び1月に期中の評価を行うとともに、21年6月に年度評価を取りまとめた。 <p>(2) 事業ごとの評価・分析結果の業務運営への反映</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 20年11月及び1月に行った期中評価において、以下のような対応方針が示され、その後、同方針に従って業務運営を行った。 ① 漁業信用保険業務及び林業信用保証業務の事業費の伸びが著しい状況に鑑み、その推移を注視するとともに、その要因の検証を行うこと。また、これに関連して、林業信用保証業務において、優良保証先の確保等に努めるとともに、漁業信用保険業務において、引受審査の厳格化等に取り組むこと。 ② 林業信用保証業務における回収金の実績が低調であることに鑑み、その要因の検証を行うこと。また、これに関連して、現地回収交渉や競売等の法的措置を講じるほか、サービス一との連携により回収実績向上に努めること。 ③ 職員宿舍の共同利用について、他法人との検討を進めること。 ④ 情報システムの調達への一般競争入札の導入を進めること。 ⑤ 業務改善提案の促進を図ること。

<p>7 情報システムの整備 主要な情報システムについて、コストの削減、調達における透明性の確保及び業務運営の効率化・合理化を図る観点から、システムの見直しに努める。</p>	<p>7 情報システムの整備 主要な情報システムについて、コストの削減、調達における透明性の確保及び業務運営の効率化・合理化を図る観点から、システムの見直しに努める。</p>	<p>7 情報システムの整備</p>	<p>⑥ 各業務の料率算定委員会での検証作業、農業信用保険業務及び漁業信用保険業務における「民でできることは民で」の検討等について、早急に取り組むこと。</p> <p>8 情報システムの整備 (1) 情報システムの見直し ○ 信用基金内で発生する文書を適正かつ効率的に処理・管理するため、19年度に整備した総合文書管理システムについて、規程等の整備、使用方法の職員への周知等の準備作業を行い、20年9月から運用を開始した。 ○ 農業保証保険システムは、保険引受処理システムと保険金支払・回収処理システムが別々に開発された経緯があり、一体的になっていないため、システム運用面・保守面で非効率であること、また、「随意契約見直し計画」において、競争入札若しくは企画競争入札に移行すること（22年度目途）とされていること等から、システムを全面的に見直すこととし、23年2月からの本格稼働を目指して、オープン系システムの開発を検討し、21年3月より総合評価方式による一般競争入札の公示を行った。 ○ 各業務ごとのシステムについて、以下のような修正等を行った。 (農業) ・ アクセスログ取得のための環境設定作業（20年4月） ・ 新家畜飼料特別支援資金追加に伴うシステム修正（20年4月） 等 (林業) ・ 求償権違約金計算変更に伴うシステム修正（20年9月） ・ 求償権時効管理のためのシステム修正（21年2月） 等 (漁業) ・ サーバ等機器の更新（20年9月） ・ 支払備金算出のためのシステム修正（20年12月） 等 (農災) ・ 調査項目追加に伴うシステム修正（21年3月） ○ 21年2月に、業務運営の効率化、コストの削減、セキュリティの確保等の観点から、信用基金における情報化を総合的・計画的に進めるため、情報化推進規程を制定し、情報化統括責任者（C I O）の設置等信用基金における情報化推進体制を整備した。（施行は、21年4月）</p>
<p>併せて、信用基金における情報システムに係る情報セキュリティ水準の向上を図る。</p>	<p>併せて、信用基金における情報システムに係る情報セキュリティ水準の向上を図る。</p>	<p>情報システムの管理に関する基本的な規程の作成等により、情報システムの適正かつ適切な管理運用についての取組を適切に実施する。</p>	<p>(2) 情報セキュリティ向上への取組 ○ 20年4月に、個人情報取扱規程を全面改正し、5月から運用を開始した。新しい制度においては、個人情報ファイルへのアクセス制限、個人情報の移送等の制限等個人情報の管理態勢を強化した。 同規程に基づき、個人情報を保有するシステムについて、個人情報へアクセスできる者の登録簿、移送等の管理簿、情報システム室への入退室管理簿等を整備した。また、個人情報管理の状況に関する内部監査を実施した。 ○ 21年2月に、信用基金における総合的な情報管理の体系を定める情報セキュリティ規程（後述）を制定した（施行は、21年4月）。 ○ その他、情報セキュリティの向上のため、以下のような対応を行った。 (農業) ・ 基金協会から電磁的記録媒体で送付される通知データの暗号化ソフトについて、20年6月にセキュリティがより強固な最新ソフトに更新した。 (全般)</p>

・ ウィルス対策ソフトについて、サポート契約の更新等を行った。

(3) 情報システムの管理に関する基本規程の作成への取組

- 21年2月に、信用基金における総合的な情報管理の体系を定める情報セキュリティ規程を制定した。(施行は、21年4月)
同規程においては、①信用基金内における情報管理体制の整備、②情報の格付け及び格付けに従ったアクセス制限、情報の取扱制限等、③信用基金の情報システムに係るセキュリティ要件、対策等を定めている。(なお、個人情報取扱規程に定めていた取扱制限等のうち本規程と重複する部分については、本規程に一本化した。)

8 調達方式の適正化

調達に係る契約については、国における取組(「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付け財計第2017号財務大臣通知))等を踏まえ、次の事項を着実に実施する。

- ① 随意契約見直し計画に基づき、競争性のない随意契約の一般競争入札等(競争入札及び企画競争・公募)への移行を着実に実施する。

8 調達方式の適正化

調達に係る契約については、国における取組(「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付け財計第2017号財務大臣通知))等を踏まえ、次の事項を着実に実施する。

- (1) 随意契約見直し計画に基づき、競争性のない随意契約の一般競争入札等(競争入札及び企画競争・公募)への移行を着実に実施する。

8 調達方式の適正化

調達に係る契約については、国における取組(「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付け財計第2017号財務大臣通知))等を踏まえ、次の事項を実施する。

- (1) 随意契約見直し計画に基づき、競争性のない随意契約の一般競争入札等(競争入札及び企画競争・公募)への移行を着実に実施する。

9 調達方式の適正化

(1) 随意契約見直し計画の達成に向けた取組

- 20年度に締結した契約の契約形態、件数、金額は以下のとおりである。

金額単位：百万円

	一般競争等		随意契約		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
18年度	2	6	9	32	11	38
	18%	16%	82%	84%	100%	100%
19年度	9	52	13	86	22	138
	41%	38%	59%	62%	100%	100%
20年度	1	13	7	38	8	51
	13%	25%	87%	75%	100%	100%

注1：支出原因に基づくもので、予定価格が工事・製造250万円、財産の買入れ160万円、物件の借入80万円、役務の提供100万円以上の契約を対象とし、金融取引を除いた。

2：一般競争等については、企画競争、公募を含む。

- 20年度の随意契約は7件で、その内訳は、情報システムに係るプログラム修正・保守契約5件、官報公告掲載1件、監査契約1件であった。

このうち、監査契約については、独立行政法人通則法の定めにより会計監査人を主務大臣が選任することとしているため、随意契約としている。また、官報公告掲載については、取扱業者が限定され、かつ、費用も同一であることから随意契約としている。

情報システムに係るプログラム修正・保守契約については、現状では、著作権等の関係から、システム開発業者

			<p>と随意契約とする必要があるが、今後、仕様書、マニュアル等の整備を図った上で、次期システムへの移行時等条件が整備された段階で、逐次、一般競争等を導入することとしている。20年度に漁業システムに係る仕様書を整備したことから、21年度以降の漁業システムに係るプログラム修正・保守契約に一般競争等を導入することが可能となり、入札手続きを開始した。また、22年度の本格稼働を目的として開発を進めている新しい農業システムにおいても、新システム導入後のプログラム修正・保守契約に一般競争等を導入できることを前提とした入札の手続きを実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 20年度の随意契約は、38百万円と19年度より48百万円減少した。なお、割合は75%と19年度より13%増加した。このように、20年度において、随意契約が金額としては減少したものの、その割合が増加したのは、19年度において、事務所のOAフロア化工事、社会保険委託事務、パソコン購入等通常の年に比べて一般競争等の契約が多く、契約の総額が増えるとともに、相対的に随意契約の割合が低くなっていたところ、20年度にはそれらの契約がなかったため、契約の総額が減少するとともに、随意契約の割合が増加したためである。 ○ 随意契約見直し計画のベースとなった18年度と20年度を比較すると、18年度の随意契約は32百万円、20年度の随意契約は38百万円と、個別契約に係る契約額が増加したことから金額は6百万円増加したが、随意契約の割合は、84%から75%に減少した。 ○ 20年度に実施した一般競争入札は1件であり、その応札者は2者で落札率は9割以下であった。 ○ 19年度に策定した随意契約見直し計画に基づき、プロジェクトチームを設置して検討を行い、総合評価方式の導入拡大に向けた情報システム、調査、広報に係る総合評価落札方式実施要領を20年12月に策定した。また、22年度導入を目的に整備を進めている新しい農業システムにおいて、そのシステム保守に関し、複数年度契約を導入することとしている。さらに、より一層応札者を増やすための効果的な公告方法について検討を行っている。 ○ 平成21年3月に契約審査会を開催し、これら随意契約の見直しの進捗状況を確認した。 <p>(2) 情報システム等の総合評価落札方式による一般競争入札導入のためのマニュアルの作成への取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 総務部にプロジェクトチームを設置し、総合評価落札方式の導入を図るため、20年12月に、情報システム、調査、広報に係る総合評価落札方式実施要領を制定した。 ○ 今後、年内を目的にマニュアルを作成することとしている。
<p>② 契約審査委員会の活用等により、随意契約の理由が妥当か、一般競争入札等が真に競争性・透明性が確保される方法により実施されているか等契約の適正な実施を図る。</p>	<p>(2) 契約審査委員会の活用等により、随意契約の理由が妥当か、一般競争入札等が真に競争性・透明性が確保される方法により実施されているか等契約の適正な実施を図る。</p>	<p>(2) 契約審査委員会の活用等により、随意契約の理由が妥当か、一般競争入札等が真に競争性・透明性が確保される方法により実施されているか等契約の適正な実施を図る。</p>	<p>(3) 適正な契約の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 信用基金においては、契約事務について、会計規程、契約事務取扱細則に契約方式、手続き等が規定されている。契約方式は原則一般競争によることとし、緊急の必要性、競争に付することが不利と認められる場合及び予定価格が少額な契約にあつては随意契約ができることとしており、個別の契約締結に当たって審査担当部署が審査を実施しているほか大口の随意契約については事前に契約審査会において審査を行うこととしている。 ○ 契約審査委員会は、21年3月に開催し、随意契約見直し計画の進捗状況を議論するとともに、20年度の契約状況について、適正に実施されたことを確認した。また、21年度において、漁業システムの更新と保守を含めた一般競争の実施及び農業システムの更新時に総合評価落札方式による一般競争の実施等の計画を説明し了承を得た。また、競争参加者資格審査委員会については、競争参加者資格審査委員会を開催しなければならない契約がなかったため、開催しなかった。 (参考) 競争参加者資格審査委員会の開催要件は予定価格600万円以上の一般競争入札となっている。 ○ 20年8月に、契約の透明性の確保を図るため、談合に関する違約金条項を契約書へ記載することとし、契約事務取扱細則を改正した。 ○ 随意契約の相手方が第三者に再委託している状況については、平成20年度の随意契約7件のうち2件であり、こ

			<p>れらは、委託業務を行う上で発生する従たる業務であるとの理由によるものであって、信用基金との協議を経て、適正に行われたものであった。</p>
<p>③ 随意契約見直し計画を踏まえた取組状況をウェブサイト公表し、フォローアップを実施する。</p>	<p>(3) 随意契約見直し計画を踏まえた取組状況をウェブサイト公表し、フォローアップを実施する。</p>	<p>(3) 随意契約見直し計画を踏まえた取組状況をウェブサイト公表し、フォローアップを実施する。</p>	<p>(4) 取組状況の公表</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 随意契約見直し計画（18年度実績）のフォローアップとして、平成19年度契約について、20年7月に取りまとめを行い、基金のホームページに公表した。 具体的には、随意契約見直し計画（平成18年度契約締結分）と平成19年度に締結した契約状況等の事項を公表した。 ○ 契約情報の公表に関し、迅速性及び正確性に期すため、20年10月に契約情報取扱公表要領を制定し、予定価格が一定額を超える契約について、契約締結日から10日以内に公表することとした。20年度は、8件の契約について、契約締結日、契約の相手先、契約金額等の事項を公表した。 また、契約情報の集約化を図るため、同要領において、契約を締結したときは速やかに契約情報管理者へ決裁文書の写し等を提出させることとした。
<p>④ 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受ける。</p>	<p>(4) 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受ける。</p>	<p>(4) 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受ける。</p>	<p>(5) 監事及び会計監査人による監査の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 監査法人による期中監査（20年10月及び21年2月）、理事者ヒアリング（20年11月）及び期末監査（21年5～6月）が実施された。 <ul style="list-style-type: none"> ① 期中監査 <ul style="list-style-type: none"> ・ 各勘定ごとに期中取引に関する各種証ひょう類の金額突合等により、取引の実在性、帳簿記入の正確性、内部統制の有効性等についての検証が行われた。 ② 理事者ヒアリング <ul style="list-style-type: none"> ・ 会計監査の実施に際しての監査リスクの特定・評価に役立て、効率的な会計監査の実施につなげることを目的として、基金の概要、運用方針及び内部統制に対する取組みや運営上の課題、財務諸表に重要な影響を与える不正及び誤謬等の発生状況及びその防止についての取組状況等について、理事者とのヒアリングが行われた。 ③ 期末監査 <ul style="list-style-type: none"> ・ 各勘定ごとに期中取引に関する各種証ひょう類の金額突合等により、取引の実在性、帳簿記入の正確性、内部統制の有効性等についての検証が行われた。 また、各勘定ごとに実査（現金同等物確認、預金、借入金、有価証券等について残高確認状発送）及び財務諸表の表示の検証が行われた。 ○ 随意契約から競争入札へ移行するための進捗状況（随意契約見直し計画の実施状況）については、21年5月に監事監査を行った。この中で、情報システムに係るオープンシステム化の状況、契約審査委員会の開催状況等を確認した。
<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>信用基金は、国の政策の重点化に適切に対応しつつ、かつ農林漁業を取り巻</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>信用基金は、国の政策の重点化に適切に対応しつつ、かつ農林漁業を取り巻</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p>

く経済的な状況の変化、災害その他の突発的な事象により緊急の対応が必要となる場合があること等も踏まえつつ、利用者のニーズに的確に対応して質の高いサービスを提供する必要がある。このため、国民一般の理解が得られるよう留意しつつ、以下の点を踏まえて効率的、自律的な業務運営を行うものとする。

く経済的な状況の変化、災害その他の突発的な事象により緊急の対応が必要となる場合があること等も踏まえつつ、利用者のニーズに的確に対応して質の高いサービスを提供する必要がある。このため、国民一般の理解が得られるよう留意しつつ、以下の点を踏まえて効率的、自律的な業務運営を行うものとする。

1 事務処理の迅速化

利用者の手続面での負担の軽減を図るため、次の事項を実施し、事務処理の迅速化を図る。

- ① 保険引受審査・保険金支払審査、納付回収金の受納、貸付審査等の業務内容に応じ、利用者の利便性の向上に資する観点から、標準処理期間内に案件の8割以上を処理する。

1 事務処理の迅速化

利用者の手続面での負担及び事務コストの軽減を図るため、以下の措置を講じて、事務処理の迅速化を実現する。

- (1) 保険引受、保険金支払審査、納付回収金の受納、貸付審査等の業務内容に応じ、利用者の利便性の向上に資する観点から、以下の標準処理期間内に案件の8割以上を処理する。なお、処理期間の検証を行い、必要に応じて見直す。

ア 保険通知の処理・保険料徴収

月次処理

イ 保険金支払審査 27日

ウ 納付回収金の受納

月次処理

エ 保証審査 7日

オ 代位弁済 150日

カ 貸付審査

農業長期資金

償還日と同日付貸付

農業短期資金

月3回(5のつく日)

農業災害補償 4日

1 事務処理の迅速化

利用者の手続面での負担及び事務コストの軽減を図るため、以下の措置を講じて、事務処理の迅速化を実現する。

- (1) 保険引受、保険金支払審査、納付回収金の受納、貸付審査等の業務内容に応じ、利用者の利便性の向上に資する観点から、以下の標準処理期間内に案件の8割以上を処理する。なお、処理期間の検証を行い、必要に応じて見直す。

ア 保険通知の処理・保険料徴収

月次処理

イ 保険金支払審査 27日

ウ 納付回収金の受納

月次処理

エ 保証審査 7日

オ 代位弁済 150日

カ 貸付審査

農業長期資金

償還日と同日付貸付

農業短期資金

月3回(5のつく日)

農業災害補償 4日

1 事務処理の迅速化

- (1) 標準処理期間の達成度

○ 各業務に関し、実際の全処理件数に対する標準処理期間内に処理された件数の割合は、以下のとおりであり、全てについて目標(8割以上)を上回る結果となった。

(処理状況)

		全処理件数 (A)	標準処理期間 内の処理件数 (B)	標準処理期間 内の処理割合 (B÷A)
農業	保険通知の処理・保険料徴収	84,802件	84,732件	99.9%
	保険金支払審査	3,168件	3,168件	100.0%
	納付回収金の受納	64,477件	64,477件	100.0%
	農業長期資金の貸付審査	202件	202件	100.0%
	農業短期資金の貸付審査	90件	90件	100.0%
林業	保証審査	1,645件	1,551件	94.3%
	代位弁済	106件	103件	97.2%
	貸付審査	43件	42件	97.7%
漁業	保険通知の処理・保険料徴収	35,127件	35,127件	100.0%
	保険金支払審査	217件	215件	99.1%
	納付回収金の受納	9,531件	9,531件	100.0%
	漁業長期資金の貸付審査	316件	316件	100.0%
	漁業短期資金の貸付審査	11件	11件	100.0%
農災	貸付審査	8件	8件	100.0%
漁災	貸付審査	16件	16件	100.0%

林業 3日
 漁業長期資金
 償還日と同日付貸付
 漁業短期資金 8日
 漁業災害補償 4日

林業 3日
 漁業長期資金
 償還日と同日付貸付
 漁業短期資金 8日
 漁業災害補償 4日

(2) 標準処理期間の検証・見直し

項目	標準処理期間の見直しの検討
ア 保険通知の処理・保険料徴収 <ul style="list-style-type: none"> 標準処理期間 月次処理 20年度実績 月次処理 	保険通知の処理は業務システムにより月一回の処理となっていること、また、この処理により速やかに保険料徴収を行っていることから、現行どおりとした。
イ 保険金支払審査 <ul style="list-style-type: none"> 標準処理期間 27日 20年度実績 農業：19日 漁業：18日 	保険金の支払いは、法令等により受付の日から30日以内に支払うこととされているところ、3日前倒して標準処理期間を設定している。20年度は、事前協議を多く実施したことから、平均支払期間が18～19日となったものであり、免責審査でのエビデンス等を取るのに時間を要する案件が多数出る年もあることを考慮すると、27日の処理期間が必要である。
ウ 納付回収金の受納 <ul style="list-style-type: none"> 標準処理期間 月次処理 20年度実績 月次処理 	納付回収金受納の処理は、基金協会の事務負担も考慮して月次処理とし、回収金納付期限を月の下旬に定めていることから、現行どおりとした。
エ 保証審査 <ul style="list-style-type: none"> 標準処理期間 7日 20年度実績 林業：4日 	20年度の平均処理期間は4日であったが、今年度は未曾有の不況による財務の悪化等に伴う担保・分割弁済交渉時間の増加、一方で検討中の不況対応保証による審査協議件数の増加など、事務処理期間長期化が見込まれることから、今後とも標準処理期間として7日は必要である。
オ 代位弁済 <ul style="list-style-type: none"> 標準処理期間 150日 20年度実績 林業：76日 	20年度は150日以内に9割以上の処理ができているが、免責事項の確認、将来の債権回収のための保全措置等のため一定の時間を要するところである。また、やむを得ず150日を超える案件もあることから、今後とも標準処理期間として150日は必要である。
カ 貸付審査 <ul style="list-style-type: none"> 農業長期資金 償還日と同日付貸付 標準処理期間 償還日と同日付貸付 20年度実績 	償還日と同日付貸付であり、これ以上短縮できないため、現行どおりとした。

	償還日と同日付貸付	
	<p>農業短期資金</p> <ul style="list-style-type: none"> 標準処理期間 月3回 (5のつく日) 20年度実績 月3回 (5のつく日) 	<p>短期資金については、基金協会の代位弁済の支払財源として貸し付けるもので、融資機関は延滞発生から原則3ヶ月を経過した後でないと基金協会に対する代位弁済の請求権は発生しないため、月3回(5のつく日)の貸付で対応は可能。また、基金協会から更なる迅速化の要望もないため、現行どおりとした。</p>
	<p>農業災害補償</p> <ul style="list-style-type: none"> 標準処理期間 4日 20年度実績 2日 	<p>20年度の平均処理期間は、貸付案件の全てが内部で審査が完結できることから、結果として2日で処理できたが、貸付資金によっては、農林水産省への確認を要する資金があるなど審査に日数を要することから、今後とも標準処理期間として4日は必要である。</p>
	<p>林業</p> <ul style="list-style-type: none"> 標準処理期間 3日 20年度実績 3日 	<p>20年度の平均処理期間は2日以内が約44%だが、受付のタイミングや案件の内容により3日かかったものが約53%となっていることから、今後とも標準処理期間として3日は必要である。</p>
	<p>漁業長期資金</p> <ul style="list-style-type: none"> 標準処理期間 償還日と同日付貸付 20年度実績 償還日と同日付貸付 	<p>償還日と同日付貸付であり、これ以上短縮できないため、現行どおりとした。</p>
	<p>漁業短期資金</p> <ul style="list-style-type: none"> 標準処理期間 8日 20年度実績 5日 	<p>20年度の平均処理期間は、5日であった。標準処理期間の日数については、受付のタイミングや案件の内容により処理に8日かかる案件も想定されることから、今後も標準処理期間として8日は必要である。</p>
	<p>漁業災害補償</p> <ul style="list-style-type: none"> 標準処理期間 4日 20年度実績 3日 	<p>平均処理期間は3日であったが、うち3件(19%)について4日を要しており、引き続き標準処理期間は4日とする。</p>

② 基金協会等関係機関との

(2) 基金協会等関係機関との

(2) 農業信用保険業務におい

(3) 基金協会等との情報の共有、意見調整 (農業信用保険業務)

<p>間で、保険引受審査、保険金支払審査等に係る情報の共有、意見調整を着実にを行う。</p>	<p>間で、保険引受、保険金支払審査等に係る情報の共有、意見調整を着実にを行う。</p>	<p>て、基金協会の保証要綱等の制定・改正に伴う協議を実施するとともに、大口保険引受案件及び大口保険金請求案件の事前協議を実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 基金協会の保証要綱等の制定・改正に伴う協議 <ul style="list-style-type: none"> ・ 保証要綱等の制定・改正を行う基金協会について、基金協会からの資料提出及び対面により協議を実施した。(65協議) ○ 大口保険保証引受等の事前協議 <ul style="list-style-type: none"> ・ 大口引受案件事前協議件数は527件であった。(条件変更含む。) ・ 大口引受案件等に係る事前協議時において、電話等による情報交換等を実施し協議を行った他、方針のすりあわせの必要な案件等重要案件については基金協会と対面での協議を実施した。(10協会) ・ 20年4月より部分保証となった家畜飼料特別支援資金について、120件打ち合わせた。この他、農業経営負担軽減支援資金1件、畜特資金9件行った。 ○ 大口保険金支払の事前協議 <ul style="list-style-type: none"> ・ 大口保険金支払案件について事前協議を実施した。(34件) ・ 基金協会から提出された協議資料の内容について電話等により記載事項及び免責事項の検証を行っており、代位弁済の妥当性や回収見込み等について当該協会との間で認識の共有に努めている。
<p>③ 専決権限の弾力化、意思決定や業務処理の方法の見直しを行う。</p>	<p>(3) 専決権限の弾力化、意思決定や業務処理の方法の見直しを行う。</p>	<p>(3) 漁業信用保険業務において、基金協会との大口保証引受案件及び大口保険金請求案件についての事前協議や求償権に関する情報の共有化を実施する。</p>	<p>(4) 基金協会等との情報の共有、意見調整（漁業信用保険業務）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大口保証引受案件及び大口保険金支払案件に関して基金協会との事前協議を実施するとともに、求償権分類管理表等による求償権に関する情報を基金協会と共有している。 ○ 大口保証引受等の事前協議 <ul style="list-style-type: none"> ・ 大口引受案件事前協議件数は29件であった。 ・ 大口引受案件等に係る事前協議時において、基金協会から提出された協議資料の内容について電話等により照会・確認しながら協議を実施した。協議結果については、必要に応じ保証条件に係る申し送り事項を付し当該協会との間で認識の共有に努めている。(申し送り案件：1件) ○ 大口保険金支払の事前協議 <ul style="list-style-type: none"> ・ 大口保険金支払案件について事前協議を実施した。(170件) ・ 基金協会から提出された協議資料の内容について電話等により記載事項及び免責事項の検証を行っており、代位弁済の妥当性や回収見込み等について当該協会との間で認識の共有に努めている。(申し送り案件：73件) ○ 求償権に関する情報の共有 <ul style="list-style-type: none"> ・ 基金協会から20年3月末現在の「求償権分類管理表」及び20年9月末現在の「求償権回収進捗状況表」の提出を受け、回収見込額及び回収経過等についての情報の共有に努めている。(個別協議実施協会：延べ27協会)
		<p>(4) 専決権限の弾力化など、業務処理の方法の見直しを行う。</p>	<p>(5) 業務処理の方法の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 20年12月に「法人文書決裁規程」を見直し、理事長決裁事案について、理事以下の専決事案を拡大した(220事案→298事案)。 ○ 農業信用保険業務において、「農業保険取扱要領」について、制度改正(信用組合の追加、新畜特資金、新家畜飼料特別支援資金)等に対応して、20年7月・10月に改正し、様式の簡略化等を行った。さらに、21年1月に、畜産経営維持安定特別対策事業特別支援金関係証明要領を制定し、保険料及び回収金納付に係る証明書の発行手続きについて明確化した。 ○ 林業信用保証業務において、間伐材資金において、国の補助事業に関連して保証を行う場合に、補助事業の申請書類の写しをもって所要の書類の一部に代えることとした。 ○ 漁業信用保険業務において、大口保証引受案件及び大口保険金支払案件については、20年9月に「保証保険取扱要領」を改正し、これまでの協議資料の様式を廃止して、金融機関の調査意見書や審査資料で足りることとし、基金協会の事務のコストの軽減を図った。また、事務処理の明確化と事跡を残すため、20年9月に「代位弁済事前協議及び保険金支払いに係る審査の基準」を新たに制定した。

2 国民一般や利用者に対する情報開示の充実及び利用者の意見の反映

① 信用基金の業務の必要性、役割及び農林漁業者の事業活動への効果や成果について、国民一般や利用者を対象に、図表なども含めて分かりやすい形で幅広く周知するなど情報開示の充実を促進する。

2 国民一般や利用者に対する情報開示の充実及び利用者の意見の反映

(1) 信用基金の業務の必要性、役割及び農林漁業者の事業活動への効果や成果について、国民一般や利用者を対象に、図表なども含めて分かりやすい形で幅広く周知するなど情報開示の充実を促進する。

2 国民一般や利用者に対する情報開示の充実及び利用者の意見の反映

(1) 信用基金の業務の必要性、役割及び農林漁業者の事業活動への効果や成果について、ホームページを活用して、国民一般や利用者を対象に、図表なども含めて分かりやすい形で幅広く周知するなど情報開示の充実を促進する。

2 情報の提供・開示

(1) ホームページ等における情報の充実

- 情報の提供については、利用者や国民一般に対して、より分かりやすく信用基金の業務内容等が提供できるよう、パンフレットの掲載内容、デザイン、レイアウト等を全面的に見直し、20年6月に作成した。また、信用基金のホームページに掲載するとともに、全国会議等の場で配布し、周知を図った。
- 利用者の利便性を考慮して、ホームページの漁業信用保険業務のコーナーに、保証対象資金の一覧や対象者についてのページを追加した。
- ホームページについて、次の更新等を行った。

・「お問い合わせ」を更新	4 / 17
・「組織図」を更新	7 / 10
・「コンプライアンスの取組」を掲載	7 / 28
・「理事長ご挨拶」を掲載	9 / 1
・「農業信用保証保険制度のご案内」(パンフレット)を更新	11 / 25
・「漁業信用保証制度のご案内」(パンフレット)を更新	1 / 5
・林業信用保証業務の新たな保証メニューの概要を掲載	1 / 29
・「漁業経営改善促進資金のパンフレット」を更新	2 / 2

(2) 迅速な情報の提供（1週間以内の更新）

- 公表すべき事項は下記のとおりすべて1週間以内に掲載した。

事 項	基準日	掲載日
第二期中期目標・中期計画	4 / 1	4 / 1
役員の退任・任命	4 / 1	4 / 3
職員給与規程改正	4 / 1	4 / 7
役員の退任・任命	5 / 1	5 / 1
19年度決算及び財務諸表	6 / 25	7 / 2
役職員の報酬・給与	6 / 30	6 / 30
業務方法書の変更	7 / 14	7 / 17
役員の任命	7 / 18	7 / 18
独立行政法人評価委員会の評価結果（農林水産省）	8 / 28	9 / 3
独立行政法人評価委員会の評価結果（財務省）	8 / 29	9 / 3
平成18事業年度評価結果の主な反映状況	10 / 29	10 / 29
役員の退任・任命	1 / 5	1 / 6
平成21年度年度計画	3 / 30	4 / 1

(3) アクセス分析の実施

- 20年度のホームページアクセス件数は、61,469件であった。

	19年度(A)	20年度(B)	増減(B/A)
--	---------	---------	---------

アクセス件数	53,574	61,469	114.7%
--------	--------	--------	--------

- ホームページで提供する情報の一層の充実を図るため、アクセスした閲覧者の検索ワード、コンテンツごとのアクセス件数の把握などアクセス内容の分析を行った。
この結果、利用者に人気のあるページは、契約関連情報や信用基金の業務内容に関するコンテンツであることが判明した。今後、人気のあるページをより見やすく分かりやすい内容にするなど、利用しやすいホームページとなるように改善を図っていくこととした。

人気のあるページ（分析例 20年度）

	ページの内容	プレビュー数	割合
1	トップページ	86,535	12.1%
2	契約関連情報	28,490	4.0%
3	信用基金パンフレット	12,094	1.7%
4	農業信用保証保険制度のパンフレット	11,990	1.7%
5	公表事項	9,690	1.4%

- (2) 農業信用保証業務においては、保険引受等の情報・データを冊子にとりまとめ、基金協会をはじめ関係機関に引き続き提供する。
- (3) 林業信用保証業務においては、パンフレット等を活用し、引き続きPR活動の推進を図る。また、都道府県等関係機関に対して保証引受に係るデータ等の情報提供を行う。
- (4) 漁業信用保証業務においては、保証引受等の情報・データを冊子にとりまとめ、基金協会等に提供するとともに、基金協会とのネットワークへの参加協会の増加を引き続き図る。
- (5) 農業災害補償関係業務においては、引き続き、農業共済団体等を相手先とするNOSAIイントラネットを活用し、具体的かつ詳細な情報提供を行う。

(4) 各業務における情報提供

- 農業信用保証業務においては、機関誌「農業信用保証保険」により、農業信用保証の保険引受、保険金支払・回収状況といった業務に関する情報や、経済・金融動向、農業情勢などの一般情報を提供するほか、農業信用基金協会の現状と課題について基金協会からの情報を掲載した。このほか、農業信用保証保険事業の動向や当該年度の特徴を取りまとめた「農業信用保証保険年報」の発行、当基金の農業部門の保険事業の概況を取りまとめた「保険事業概況」の作成、「農業信用保証保険制度のご案内」のパンフレットの作成等を行った。
- 林業信用保証業務においては、パンフレットの活用等により金融機関等に対する保証PR活動を推進するとともに、7月に「都道府県信用基金担当者及び相談員会議」を開催して、参加者に対し保証引受等についての情報提供を行い、PR活動に努めた。また、林野庁主催のブロック会議（全国で4ブロック）に出席し、参加者に対して保証引受等についての情報提供を行うとともに、PR活動に努めた。
- 漁業信用保証業務においては、漁協以外の民間金融機関に対する制度の周知を図るため、20年12月に新たな漁業信用保証保険制度のパンフレットを作成し、21年1月に関係機関に配布するとともに信用基金のホームページへの掲載を行った。このほか、漁業信用保証業務の事業概要を取りまとめた「業務報告書」を作成し、20年9月に基金協会をはじめ関係機関に配布するとともに、漁業信用保証業務に関し、引受・弁済・回収状況等を取りまとめた「業務統計年報」を作成し、20年12月に基金協会をはじめ関係機関に配布した。
- 農業災害補償関係業務においては、「NOSAIイントラネット」により、農業共済団体等の財務調査（農業共済組合連合会財務状況調査、農業共済組合等資金事情調査）の結果を磁気データで提示し、農業共済団体及び関係機関の利用の便に供した。（20年10月）また、機関誌「信用基金だより」により、農業災害補償関係業務の現況（中期計画、決算状況、貸付・回収状況、貸付けの手続き等）や財務調査結果の概要など業務に関する情報や、主要金利など関連する情報を提供するとともに、農業災害補償関係業務の概要（業務の変遷、貸付回収状況や出資金の状況等）、農業共済団体等の財務及び主要金利を取りまとめた「農業共済財務主要統計」を作成し、農業共済団体及び関係機関に提供した。
- 漁業災害補償関係業務においては、業務の概況や貸付・回収状況などを取りまとめた「業務報告書」を作成し、各漁業共済団体及び関係機関に提供した。（7月）

② 信用基金の財務内容等の一層の透明性を確保する観

(2) 信用基金の財務内容等の一層の透明性を確保する観

(6) 信用基金の財務内容等の一層の透明性を確保する観

(5) セグメント情報の開示

- 財務内容等の一層の透明性の確保に向けて、以下のような情報開示の充実を図り、ホームページで公表している。

<p>点から、決算情報・業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報の開示を徹底する。</p>	<p>点から、決算情報・業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報の開示を徹底する。</p>	<p>点から、ホームページを活用して、決算情報・業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報の開示を徹底する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 財務諸表について、セグメントごとの財務諸表と併せて、各業務の目的、実績及び今後の取り組みについて説明をした資料を掲載（18年度決算より） ・ 決算情報について、経年比較や財務分析指標を掲載（18年度決算より） ・ 事業報告書において、セグメント事業損益の経年比較・分析、セグメント総資産の経年比較・分析、セグメントごとの財源構造、セグメント毎の財務データ及び業務実績報告書と関連付けた事業説明を掲載（19年度決算より）
<p>④ 特定独立行政法人に準じ、その職員の勤務時間その他の勤務条件を公表するよう努める。</p>	<p>(4) 特定独立行政法人に準じ、その職員の勤務時間その他の勤務条件を公表するよう努める。</p>	<p>(8) 職員の勤務時間その他の勤務条件を規定した就業規則を公表する。</p>	<p>(6) 就業規則の公表</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 20年4月に、信用基金のホームページに掲載した。
<p>③ 信用基金の利用者の意見募集を幅広く定期的に行い、業務運営に適切に反映させる。</p>	<p>(3) アンケート調査等の実施により、信用基金の利用者の意見募集を幅広く定期的に行い、業務運営に適切に反映させる。また、苦情への適切な対応を行う。</p>	<p>(7) アンケート調査等の実施により、信用基金の利用者の意見を聴取するとともに、潜在的利用者等についても意向を把握し、業務運営に適切に反映させるよう努める。また、独立行政法人農林漁業信用基金苦情対応要領に基づき、苦情への適切な対応を行う。</p>	<p>3 意見の収集</p> <p>(1) アンケートの実施及び業務への反映</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 農業信用保険業務においては、農業信用基金協会を通じ、全国106農協に対する農協の貸出動向、延滞動向、基金協会保証の利用状況、農業信用保証保険制度に関する意識や要望・意見等を把握するためのアンケート調査及び20年度から新たに農協以外の保証利用金融機関26金融機関に対し、農業融資の融資残高、融資動向、農業融資の担保・保証人徴求状況、農業信用保証保険制度についての意見や要望等を把握するためのアンケート調査を20年12月に実施した。アンケート結果については、その概要及び意見をとりまとめ、農林水産省、基金協会、調査に協力いただいた農協、銀行、信用金庫及び信用協同組合に対し、各基金協会を通じ、業務運営の参考に資するため配布したところである。また、農業信用基金協会及び農林中央金庫の代表を構成員とする「農業信用保険運営協議会」を20年6月及び21年3月に開催し、決算や年度計画等について説明し、意見交換を行った。 ○ 林業信用保証業務においては、6月並びに11月に林業・木材産業者を対象に「林材業の業況動向調査」を実施し、その結果、景況感が一段と悪化していること等が明らかになり、これらについて、保証利用者、都道府県、マスコミ等に配布するとともに、ホームページに掲載して周知を図った。 また、7月に「都道府県信用基金担当者及び相談員会議」を実施し、地域における木材の需給動向や企業の取組状況等についての情報交換、保証制度についての意見の聴取等を行い、保証制度の検討等の参考とした。 ○ 漁業信用保険業務においては、「漁業保証保険取扱要領の一部変更に係るアンケート」を7月に実施し、基金協会から意見を募集し、意見を踏まえた運用を行うこととした。また、各協会から寄せられた要望等について回答するとともに要望を踏まえて各金融機関に対し取扱要領変更に係る周知を図るための文書を各協会を通じて配布した。また、基金協会を対象に「資金運用状況に係るアンケート」を7月に実施し、協会における資金運用の基準や資金運用状況等を聴取した。このアンケート結果（運用資金、運用先）については、融資資金の貸付けにおいて参考にするとともに、基金協会における融資資金の一層の効率的な活用を資するため、その概要をとりまとめ21年1月に基金協会へ配布を行った。このほか、漁業関係団体、農林中央金庫及び(社)漁業信用基金中央会を構成員とする「漁業信用保険連絡協議会」を20年6月に開催し、19年度決算や漁業信用保険業務の現況等について説明し、意見交換を行うとともに、20年7～11月に開催された基金協会主催のブロック会議に出席し、19年度決算や漁業信用保険業務の現況等について説明し、意見交換を行った。更に、(社)漁業信用基金中央会と共催で、21年3月に「全国漁業信用基金協会常勤役員・参事会議」を開催し、漁業信用保険業務の概況等について説明し、意見交換を行った。 ○ 農業災害補償関係業務においては、農業共済団体を対象に農業共済団体等の財務状況調査の集計に関するアンケートを12月に実施し、当該調査対象となる農業共済組合等の合併状況等や調査手法及び財務分析手法等に係る改善

			<p>要望等を聴取した。結果（説明会の開催時期や調査結果の還元方法等）については、次年度に実施する調査の参考にした。また、農業共済団体、(社)全国農業共済協会及び学識経験者を構成員とする「農業災害補償運営協議会」を20年6月と9月及び21年3月に開催し、農業災害補償関係業務の現況や19年度決算、21年度年度計画等について説明し、意見交換を行ったほか、全国農業共済協会主催の全国会長会議（6月、9月、12月、3月）、全国参事会議（7月、10月、2月）に出席し、農業災害補償関係業務の現況等について説明し、意見交換を行った。</p> <p>(2) 苦情への対応・体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 20年2月に苦情対応要領を制定し、信用基金における苦情処理体制を整えたところである。 ○ 20年度においては、電話による問い合わせ等に対しては、苦情対応要領の精神に則り懇切丁寧に対応した。なお、この結果、苦情に該当するような事案は生じなかった。
<p>第4 財務内容の改善に関する事項</p> <p>信用基金が行う業務は、我が国農林漁業の健全な発展を図るという政策的な見地から、継続的に実施されることが必要な業務であるため、健全な財務内容の確保が必要不可欠である。</p> <p>このため、信用基金は、中長期の収支の均衡に向けて、中期目標期間の最終年度までに単年度の業務収支を黒字化させることを目指すこととし、以下の点を踏まえて効率的、自律的な業務運営を行うものとする。この場合、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等外的要因を受けることについて配慮する。</p>	<p>第3 財務内容の改善に関する事項</p> <p>信用基金が行う業務は、我が国農林漁業の健全な発展を図るという政策的な見地から、継続的に実施されることが必要な業務であるため、健全な財務内容の確保が必要不可欠である。</p> <p>このため、信用基金は、中長期の収支の均衡に向けて、中期目標期間の最終年度までに単年度の業務収支を黒字化させることを目指すこととし、以下の点を踏まえて効率的、自律的な業務運営を行うものとする。この場合、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等外的要因を受けることについて配慮する。</p>	<p>第3 財務内容の改善に関する事項</p>	<p>第3 財務内容の改善に関する事項</p>
<p>1 適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定</p> <p>① 保険料率・保証料率については、適正な業務運営を行うことを前提として、農林漁業の特性を踏まえつつ、リスクを勘案した適切な水準に設定する。</p>	<p>1 適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定</p> <p>(1) 保険料率・保証料率については、農林漁業の特性を踏まえつつ、引受審査能力の向上等により事故率が過大とならないよう適正な業務運営を行うことを前提として、リスクを勘案した水</p>	<p>1 適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定</p> <p>(1) 保険料率・保証料率については、農林漁業の特性を踏まえつつ、引受審査能力の向上等により事故率が過大とならないよう適正な業務運営を行うことを前提として、リスクを勘案した水</p>	<p>1 適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定</p>

<p>ア 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務について、業務収支の改善に向け、制度資金の政策効果の発揮や農業者・漁業者の負担増加にも配慮しつつ、保険事故の発生状況や保険収支の実績等に関する保険料率算定委員会での検討結果を踏まえ、平成20年度から保険料率の見直しを実施する。</p>	<p>準に設定する。</p> <p>① 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務について、業務収支の改善に向け、制度資金の政策効果の発揮や農業者・漁業者の負担増加にも配慮しつつ、保険事故の発生状況や保険収支の実績等に関する保険料率算定委員会での検討結果を踏まえ、平成20年度から保険料率の見直しを実施する。</p>	<p>準に設定する。</p> <p>① 農業信用保険業務については、平成20年7月からの新規引受分から新たな保険料率を適用する。</p> <p>② 漁業信用保険業務については、平成20年4月からの新規引受分から新たな保険料率を適用する。</p>	<p>(1) 新たな保険料率の適用（農業信用保険業務）</p> <p>○ 18年度の保険料率算定委員会と19年度の農業信用保証保険事業・組織問題検討会（3回開催）における検討、主務省評価委員会における審議を経て、20年3月に業務方法書の変更として主務大臣の認可を得てリスクを勘案した保険料率の改定が行われ、20年7月からの新規引受分について新たな保険料率を適用している。</p> <p>(2) 新たな保険料率の適用（漁業信用保険業務）</p> <p>○ 漁業保証保険について、独立行政法人整理合理化計画を踏まえ、制度資金の効果の発揮や漁業者負担の激変緩和など、政策的に配慮しつつ、事業交付金措置や厳正な引受審査等の収支改善努力と併せて収支が均衡するよう、20年3月に業務方法書を主務大臣の認可を得て変更して保険料率の改定を行い、20年4月から、新規引受分について新たな保険料率を適用した。</p>
<p>イ 上記アの見直しの実施後においても、引き続き、業務収支の状況や保険料率・保証料率水準を点検し、必要に応じて、リスクを勘案して保険料率・保証料率の見直しを行う。</p>	<p>② 上記①の見直しの実施後においても、引き続き、業務収支の状況や保険料率・保証料率水準を点検し、必要に応じて、リスクを勘案して保険料率・保証料率の見直しを行う。</p>	<p>③ また、引き続き、業務収支の状況や保険料率・保証料率水準を点検し、必要に応じて、リスクを勘案して保険料率・保証料率の見直しを行う。</p>	<p>(3) 保険料率算定委員会の開催及び検討（農業信用保険業務）</p> <p>○ 農業信用保険料率算定委員会を開催し、その検討内容は、「20年7月に改定した保険料率の基礎とした理論値」と「新たな実績を加えて算定した理論値」について比較を行い、併せてその算定基礎となった事故率、回収率、残高率の増減が理論値の増減にどの程度寄与しているか等の分析・検討を行った。</p> <p>(4) 保証料率算定委員会の開催及び検討（林業信用保証業務）</p> <p>○ 平成19年10月に導入した新たな保証料率についてより多くのデータをもって判断する観点から、保証料率算定委員会を開催し、保証料収入、代位弁済率等の実績について点検・検証を行った。その結果、保証料収入から算定した保証料率が導入に際して算定した保証料率の理論値とほぼ同程度であったこと、最近のデータを用いて試算しても導入時とほぼ同じ料率が算定されること等の分析を行った。</p> <p>(5) 保険料率算定委員会の開催及び検討（漁業信用保険業務）</p> <p>○ 漁業信用保険料率算定委員会を開催し、①直近10ヵ年の保険収支に関し、保険料・回収金・保険金の推移とその動向、②直近5ヵ年の保険料率に関し、理論値保険料の推移とその構成要素である事故率等、回収率等の動向、③理論値保険料率と設定保険料率との比較、④20年度から新しい保険料率による20年度引受見込額の動向について、分析・検証を行った。</p>
<p>② 基金協会及び共済団体等に対する貸付金利（低利預託原資貸付に係るものを除く。）については、貸付目的、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。</p>	<p>(2) 基金協会及び共済団体等に対する貸付金利（低利預託原資貸付に係るものを除く。）については、貸付目的、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。</p>	<p>(2) 基金協会及び共済団体等に対する貸付金利（低利預託原資貸付に係るものを除く。）については、以下のとおり、貸付目的、市中金利との兼ね合い等を考慮した適切な水準に設定する。</p> <p>① 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務における貸付金利は、日本銀行が作成する「預金種類別店頭表示金利の平均年利</p>	<p>(6) 適切な貸付金利の設定（農業・漁業信用保険業務）</p> <p>○ 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務においては、基金協会の保証能力の維持増大及び保証債務の円滑な履行に資するために行っている基金協会への貸付金の金利については、貸付先の基金協会の保証引受に係る財務基盤の強化（基金の減耗を防ぎ、調達コストを軽減）に資するよう、日本銀行が作成する「預金種類別店頭表示金利の平均年利率等について」における預入期間ごとの利率のうち、貸付期間に対応するものに1/2を乗じて得た率とした。</p>

		率等について」における預入期間ごとの利率のうち、貸付期間に対応するものに1/2を乗じて得た率とする。	20年度は、「預入期間ごとの利率のうち、貸付期間に対応した率」が、農業信用保険業務については0.1560%～0.4310%であったため、貸付金利は0.0780%～0.2155%とし、漁業信用保険業務については0.1350%～0.4320%であったため、貸付金利は0.0675%～0.2160%とし、農業信用保険業務については292件、漁業信用保険業務については327件の貸付を実行した。
		② 農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務における貸付金利は、短期プライムレート等市中金利を勘案した適切な率とする。	(7) 適切な貸付金利の設定（農業・漁業災害補償業務） ○ 農業災害補償関係業務においては、市中金利等を勘案の上、貸付金利を決定した。 3月以内 0.300% 3月超6月以内 0.500% 6月超1年以上 0.800% ○ 漁業災害補償関係業務においては、貸付金利については、21年1月13日付けで日本銀行が公表する短期プライムレートが変更されたことに伴い、同日付で年1.675%から年1.475%に引き下げを行った。
2 引受審査の厳格化等 ① 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務において、基金協会との事前協議の徹底を図る。 ア 農業信用保険業務において、基金協会の保証要綱等の制定・改正に伴う協議を実施するとともに、大口保険引受案件及び大口保険金請求案件の事前協議を実施する。	2 引受審査の厳格化等 (1) 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務において、基金協会との事前協議の徹底を図る。 ① 農業信用保険業務において、基金協会の保証要綱等の制定・改正に伴う協議を実施するとともに、大口保険引受案件及び大口保険金請求案件の事前協議を実施する。	2 引受審査の厳格化等 (1) 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務において、基金協会との事前協議の徹底を図る。 ① 農業信用保険業務において、基金協会の保証要綱等の制定・改正に伴う協議を実施するとともに、大口保険引受案件及び大口保険金請求案件の事前協議を実施する。	2 引受審査の厳格化等 (1) 基金協会との事前協議の徹底（農業信用保険業務） ○ 大口保険保証引受等の事前協議 ・ 大口引受案件事前協議件数は527件であった。（条件変更含む。） ・ 大口引受案件等に係る事前協議時において、電話等による情報交換等を実施し協議を行った他、方針のすりあわせの必要な案件等重要案件については基金協会と対面での協議を実施した。（10協会） ・ 20年4月より部分保証となった家畜飼料特別支援資金について、120件打ち合わせを行った。この他、農業経営負担軽減支援資金1件、畜特資金9件について打ち合わせを行った。 ○ 大口保険金支払の事前協議 ・ 大口保険金支払案件について事前協議を実施した。（34件） ○ 大口保険引受案件及び大口保険金請求案件に係る基金協会との事前協議について、一層の徹底を図ることとして次のとおり19年度より実施している。 ・ 大口保険引受の事前協議について、畜特資金・負担軽減支援資金・家畜飼料支援特別資金の対象金額を1億円から5千万円に引上げた。 ・ 大口保険金支払の事前協議の対象案件の要件について、従前の「法人5千万円以上、個人3千万円以上」から、法人・個人を問わず「一律3千万円以上」とし、審査対象案件の範囲を広げた。
イ 漁業信用保険業務において、被保証人の業務及び財務状況を踏まえた、よりの確な引受審査の実現に取り組むとともに、基金協会との大口保証引受案件及び大口保険金請求案件についての事前協議や求償権に関する情報	② 漁業信用保険業務において、被保証人の業務及び財務状況を踏まえた、よりの確な引受審査の実現に取り組むとともに、基金協会との大口保証引受案件及び大口保険金請求案件についての事前協議や求償権に関する情報	② 漁業信用保険業務において、被保証人の業務及び財務状況を踏まえた、よりの確な引受審査の実現に取り組むとともに、基金協会との大口保証引受案件及び大口保険金請求案件についての事前協議や求償権に関する情報	(2) 基金協会との事前協議の徹底（漁業信用保険業務） ○ 大口保証引受等の事前協議 ・ 大口引受案件の事前協議を29件行った。 ・ 大口引受案件等に係る事前協議時において、基金協会から提出された協議資料の内容について電話等により照会・確認しながら協議を実施した。協議結果については、必要に応じ保証条件に係る申し送り事項を付し当該協会との間で認識の共有に努めている。（申し送り案件：1件） ○ 大口保険金支払の事前協議 ・ 大口保険金支払案件について事前協議を実施した。（170件） ・ 基金協会から提出された協議資料の内容について電話等により記載事項及び免責事項の検証を行っており、代

<p>の共有化を推進する。</p>	<p>の共有化を推進する。</p>	<p>の共有化を実施する。</p>	<p>位弁済の妥当性や回収見込み等について当該協会との間で認識の共有に努めている。(申し送り案件：73件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大口保証引受案件及び大口保険金支払案件については、20年9月に「保証保険取扱要領」を改正し、これまでの協議資料の様式を廃止し、金融機関の調査意見書や審査資料の提出で足りることとし、基金協会の事務のコストの軽減を図るとともに、「代位弁済事前協議及び保険金支払いに係る審査の基準」を新たに制定し、審査の一層の厳格化を図った。 ○ 求償権回収に関する事前協議 <ul style="list-style-type: none"> ・ 基金協会から20年3月末現在の「求償権分類管理表」の提出を受け、回収見込額及び回収経過等についての情報を共有し、求償権の管理・回収の強化を図った。(個別協議実施協会：12協会) ・ 求償権回収の一層の促進を図るため、上半期の求償権回収実績が一定割合に満たない協会を対象に、求償権回収徹底に係る協議を行った。(個別協議対象協会15協会実施済み) ○ 保証保険契約変更の協議 <ul style="list-style-type: none"> ・ 引受審査の厳格化の観点から、20年度から、保険引受リスクの高い経営安定資金及び緊急融資資金について、信用基金と基金協会との年度当初の保証保険契約から除外し、該当案件が生じる度に個別に審査を行ったうえで、保証保険契約金額の変更により対応することとした。 ※保証保険契約変更件数：経営安定資金7件、緊急融資資金7件 ○ 大口保証引受案件及び大口保険金請求案件に係る基金協会との事前協議について、一層の徹底を図ることとして次のとおり19年度より実施している。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 大口保証引受の事前協議について、借替緊急融資資金の対象金額をそれぞれの基準額の2分の1の額に引き下げた。 ・ 大口保険金支払いの事前協議について、保証残高5,000万円以上の延滞案件で協会が代位弁済に繋がる可能性が高いと判断した案件については事前に協議することとした。
	<p>(2) 信用基金職員及び基金協会向けの保証審査・求償権管理回収に係る研修会を開催する。</p>	<p>(2) 信用基金職員及び基金協会向けの保証審査・求償権管理回収に係る研修会を開催する。</p>	<p>(3) 保証審査・求償権管理回収に係る研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 農業信用保険業務においては、保証審査実務担当者研修会を10月30日～31日の2日間にわたり実施し、基金協会の職員59名が参加した。参加率は85% (40協会/47協会)であった。研修内容は、①融資・保証審査の基本、②融資審査のチェック、③決算書の見方・実態分析、④実践財務分析(法人を含む)、⑤資金需要の分析についてであり、満足度は93%であった。 また、求償権管理回収等事務研修会を9月11日～12日の2日間にわたり実施し、基金協会の職員60名が参加した。参加率は96% (45協会/47協会)であった。研修内容は、①求償権の管理回収事例研究、②民法改正に伴う保証人の対応について、③個人民事再生における実務的対応についてであり、満足度95%であった。 ○ 漁業信用保険業務においては、8月25日～26日に実施された基金協会・金融機関の職員を対象とする(社)漁業信用基金中央会主催の研修会に信用基金の職員を講師として派遣し、保証保険事業の現状等について研修を行った。参加者数は23名、その内訳は基金協会職員4名、金融機関職員19名であった。 また、基金協会及び信用基金の職員を対象として、21年1月29日～30日に(社)漁業信用基金中央会との共催で「全国研修会」を開催し、基金協会の職員62名が参加した。参加率は90% (38協会/42協会)であった。研修内容は、①20年度に実施した取扱要領改正及び審査基準、②大口保証引受・大口代位弁済事前協議の参考となる事例、③資金運用に関するアンケート調査結果についてであり、基金協会の満足度を把握するアンケートを実施した結果、45%であった。(満足 45%、どちらでもない 51%、不満足 4%)
<p>(3) 研修等による信用基金職員の資質の向上、現地協議の推進等により、信用基金の相談機能を強化する。</p>	<p>(3) 研修等による信用基金職員の資質の向上、現地協議の推進等により、信用基金の相談機能を強化する。</p>	<p>(3) 研修等による信用基金職員の資質の向上、現地協議の推進等により、信用基金の相談機能を強化する。</p>	<p>(4) 信用基金の相談機能の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 農業信用保険業務においては、保険引受に関し、電話等により随時、保証引受にかかる相談に対応し、主要相談件数は48件であった。また、大口保証引受案件(経営不振先)についての経営状況および期中管理等を把握するための現地協議を5協会実施した。保険金の支払・回収に関しては、求償権の管理・回収等の強化及び事故防止等を

			<p>図るため現地協議を10協会実施した。また、基金協会からの申し出に基づき、大口求償債務者に係る現況、回収方策等について12協会と個別協議を実施したほか、基金協会からの法務相談等について、顧問弁護士に相談したり、参考文献等を活用して7件全てに回答した。</p> <p>○ 漁業信用保険業務においては、求償権回収研修に職員2名を参加させ、職員の資質の向上を図った。保険引受に関し、保険金請求額が多い基金協会と保証引受方針等について現地協議を実施し信用基金の相談機能を強化した（3協会）ほか、個別に大口保証引受案件について、事前協議を実施（29件）した。保険金支払・回収に関しては、保険金請求額が多い基金協会と代位弁済の要件等について現地協議を実施（3協会）したほか、個別に大口保険金支払案件について、代位弁済前の事前協議を実施（170件）するとともに、回収目標額達成の奨励、求償権債務者の回収見通し及び求償権管理回収について協議を実施（延べ27協会）した。</p>
<p>② 林業信用保証業務においては、財務状況の的確な判断等による審査の厳格化、優良事業者への保証利用促進の働きかけ等による優良保証の確保を講ずるほか、債務保証先の財務状況のフォローアップの在り方について専門家を交えた経営診断・指導等を実施することにより抜本的な見直しを行う。</p>	<p>(4) 林業信用保証業務においては、財務状況の的確な判断等による審査の厳格化、優良事業者への保証利用促進の働きかけ等による優良保証の確保を講ずるほか、債務保証先の財務状況のフォローアップの在り方について専門家を交えた経営診断・指導等を実施することにより抜本的な見直しを行う。</p>	<p>(4) 林業信用保証業務においては、財務状況の的確な判断等による審査の厳格化、優良事業者への保証利用促進の働きかけ等による優良保証の確保を講ずるほか、専門家を交えた経営診断・指導に取り組む。</p>	<p>(5) 林業信用保証業務における引受審査の厳格化等への取組</p> <p>○ 保証引受審査に当たっては、当該申請企業の財務諸表や当基金の保有する資産査定データ等を利用して財務状況の的確な把握に努めるとともに、審査協議会の開催を通じた厳格な保証審査（審査協議231件中121件について保全措置の追加、拒否等の対応）、適切な期中管理（現地調査43件、長期保証についての決算書の徴求、経営悪化がみられる保証先について融資機関等との協議による経営健全化への支援等）により審査の厳格化に努めた。</p> <p>また、優良事業者等へのPRなどの保証利用促進の働きかけを行い、優良保証先の確保に努めた。</p> <p>更に、債務保証先に対する経営診断・指導を行う（8件）とともに、専門家を交えて診断・指導のあり方について検討した。</p>
<p>3 モラルハザード対策</p> <p>① 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務について、金融機関におけるモラルハザード防止の観点から、農漁業者の負担や国庫負担の増加を避けることに留意しつつ、部分保証やペナルティー方式（代位弁済時等に一定額を金融機関が負担する方式）などモラルハザードの防止対策を総合的に検討する。</p>	<p>3 モラルハザード対策</p> <p>(1) 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務について、金融機関におけるモラルハザード防止の観点から、農漁業者の負担や国庫負担の増加を避けることに留意しつつ、部分保証やペナルティー方式（代位弁済時等に一定額を金融機関が負担する方式）などモラルハザードの防止対策を総合的に検討する。</p>	<p>3 モラルハザード対策</p> <p>(1) 農業信用保険業務について、部分保証やペナルティー方式などモラルハザードの防止対策を農業者等の負担の増加を避けることに留意しつつ、国との連携を図りながら総合的に検討する。</p>	<p>3 モラルハザード対策</p> <p>(1) モラルハザード防止対策の検討（農業信用保険業務）</p> <p>○ 農業信用保険業務においては、モラルハザード対策として、19年度より畜特資金・負担軽減支援資金について借入者の負債比率に応じた部分保証の導入を実施し、また、家畜飼料特別支援資金についても、モラルハザード防止も考慮して、20年度から70%保証の取扱を導入したところである。</p> <p>○ 農業信用保証保険業務あり方検討会を開催し、前述した部分保証の他、現在実施中のモラルハザード対策（代位弁済時等の融資機関負担・保険料率改定・大口保険引受の事前協議）のあり方について検討を行った。今後、農業金融の円滑化という信用補完制度の役割を的確に果たしていくことを基本として、「農業信用保険料率算定委員会」等の検討状況とあわせて総合的な検討を行う。</p>
<p>② 漁業信用保険業務について、平成20年度から経営安定資金に部分保証を導入</p>	<p>(2) 漁業信用保険業務について、平成20年度から経営安定資金に部分保証を導入</p>	<p>(2) 漁業信用保険業務について、経営安定資金について部分保証を導入する。さら</p>	<p>(2) 経営安定資金（漁業信用保険業務）への部分保証の導入</p> <p>○ 漁業信用保険業務においては、20年2月に、主務大臣の認可を得て漁業信用基金協会の業務方法書を改正し、モラルハザード防止の観点から、経営安定資金について部分保証（保証割合80%）を導入した。20年4月から、新規</p>

<p>する。</p>	<p>する。</p>	<p>に、部分保証やペナルティ方式などモラルハザード防止対策を漁業者等の負担の増加を避けることに留意しつつ、国との連携を図りながら総合的に検討する。</p>	<p>引受分について適用を開始した。</p> <p>(3) モラルハザード防止対策の検討（漁業信用保険業務）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 漁業信用保険業務においては、金融機関におけるモラルハザード防止の観点から、昭和57年度以降、緊急融資資金について、代位弁済事故があった際に、金融機関が代位弁済額の5～15%を基金協会に対し出資する「特別出資制度」を導入してきている。 ○ 加えて、20年4月から経営安定資金に部分保証（80%）を導入したところである。 ○ 漁業信用保証保険業務あり方検討会を設置し、現状のモラルハザード防止策の効果等の検討を行った。今後、漁業金融の円滑化という信用補完制度の役割を的確に果たしていくことを基本として、「漁業信用保険料率算定委員会」等の検討状況とあわせて総合的な検討を行う。 																				
<p>③ 林業信用保証業務について、平成20年度から100%保証の対象を法定計画認定者に係る資金、間伐の実施に係る資金等政策性のより高いものに限定し、部分保証の対象を拡大する。併せて、メニューの統合を行う。</p>	<p>(3) 林業信用保証業務について、平成20年度から100%保証の対象を法定計画認定者に係る資金、間伐の実施に係る資金等政策性のより高いものに限定し、部分保証の対象を拡大する。併せて、メニューの統合を行う。</p>	<p>(3) 林業信用保証業務について、100%保証の対象を法定計画認定者に係る資金、間伐の実施に係る資金等政策性のより高いものに限定し、部分保証の対象を拡大する。併せて、メニューの統合を行う。</p>	<p>(4) 林業信用保証業務における100%保証の対象資金の限定</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 20年4月に、主務大臣の認可を得て、業務方法書、林業信用保証業務細則等の見直しを行い、100%保証の対象を制度資金、間伐材資金等の政策性のより高いものに限定した。20年6月1日の保証申込受付分から適用したところである。 <p>(5) 林業信用保証業務における対象資金のメニューの統合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 20年4月に、主務大臣の認可を得て、業務方法書、林業信用保証業務細則等の見直しを行い、林業者を取り巻く状況の変化等に対応するため、従来9メニューの100%保証の対象を4メニューに統合（組合資金等の資金メニューを廃止し、林業・木材産業支援資金を創設）した。20年6月1日の保証申込受付分から適用したところである。 																				
<p>4 求償権の管理・回収の強化等</p> <p>基金協会、債権回収業者（サービサー）等との連携等による求償権の管理・回収を強化し、回収実績を向上させるとともに、保険料・保証料・貸付金利息を確実に徴収する。</p>	<p>4 求償権の管理・回収の強化等</p> <p>基金協会、債権回収業者（サービサー）等との連携等による求償権の管理・回収を強化し、回収実績を向上させるとともに、保険料・保証料・貸付金利息を確実に徴収する。</p>	<p>4 求償権の管理・回収の強化等</p> <p>(1)</p> <p>ア. 求償権の管理・回収については、現地回収交渉や仮差押え、競売等の法的措置を講じるほか、基金協会、債権回収業者（サービサー）等との連携等により、回収実績の向上に努める。</p> <p>イ. 平成20年度における回収金収入については、4,474百万円を見込む。</p>	<p>4 求償権の管理・回収の強化等</p> <p>(1) 回収金の実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 20年度の回収金収入の目標は、過去の実績等を考慮して44億74百万円に設定しているが、回収実績は47億23百万円であり、達成度合いは、105.6%となった。 ○ 農業信用保険業務においては、目標29億49百万円に対して実績は31億24百万円で、達成率は105.9%、林業信用保証業務においては、目標5億90百万円に対し実績は3億53百万円で、達成率は59.9%、漁業信用保険業務においては、目標9億35百万円に対して実績は12億46百万円で、達成率は133.2%であった。 ○ 林業信用保証業務の回収実績が低位となっているのは、不動産価格の低下、処分の停滞、破産等法的措置が多いことによる。なお、回収実績が低位であったのは、未曾有の景気後退という特別な要因によるところが大きい。 <p style="text-align: right;">単位：百万円</p> <table border="1" data-bbox="1003 1217 1771 1398"> <thead> <tr> <th></th> <th>目標 (A)</th> <th>実績 (B)</th> <th>達成率 B÷A</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農業信用保険業務</td> <td>2,949</td> <td>3,124</td> <td>105.9%</td> </tr> <tr> <td>林業信用保証業務</td> <td>590</td> <td>353</td> <td>59.9%</td> </tr> <tr> <td>漁業信用保険業務</td> <td>935</td> <td>1,246</td> <td>133.2%</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>4,474</td> <td>4,723</td> <td>105.6%</td> </tr> </tbody> </table>		目標 (A)	実績 (B)	達成率 B÷A	農業信用保険業務	2,949	3,124	105.9%	林業信用保証業務	590	353	59.9%	漁業信用保険業務	935	1,246	133.2%	計	4,474	4,723	105.6%
	目標 (A)	実績 (B)	達成率 B÷A																				
農業信用保険業務	2,949	3,124	105.9%																				
林業信用保証業務	590	353	59.9%																				
漁業信用保険業務	935	1,246	133.2%																				
計	4,474	4,723	105.6%																				

		<p>(2) 回収実績向上のための取組（農業信用保険業務）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 20年度においては10協会との現地協議を実施し、回収方法の実態等についてヒアリングを行い、回収強化を働きかけた。 <p>(3) 回収実績向上のための取組（林業信用保証業務）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 求償権の管理・回収については、現地回収交渉や仮差押さえ、競売等の法的措置を講じるほか、債権回収業者（サービサー）等との連携等により、回収実績向上に努めている。 ○ 法的措置として、競売8件のほか求償金請求訴訟等を実施している。特に、20年度は詐害行為取り消し請求訴訟を行った。 ○ 回収を促進するため、役員を含めた検討会を実施し、回収難易度別に回収目標額を設定し、効果的な回収方策について検討した。 <p>(4) 回収実績向上のための取組（漁業信用保険業務）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 求償権を有する38の基金協会から20年3月末現在の「求償権分類管理表」の提出を受け、回収見込額及び回収経過等について情報を共有するとともに、求償権回収方針や求償債務者の現況等について12の基金協会との個別協議（うち現地協議10協会）の実施を通じ、基金協会との連携強化に努めた。 ○ 求償権回収の一層の促進を図るため、上半期の求償権回収実績が一定割合に満たない協会を対象に、求償権回収徹底に係る個別協議を行った。（15協会） 														
		<p>(2) 保険料・保証料、貸付金利息の確実な徴収に努める。</p>	<p>(5) 保険料・保証料、貸付金利息の確実な徴収</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務において、基金協会から納付される保険料及び貸付金の利息については、定められた納入期日に確実に徴収した。 ○ 林業信用保証業務において、保証料については、保証料計算書に基づき適切に徴収した。 <p style="text-align: right;">単位：百万円</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td rowspan="2">農業信用保険業務</td> <td>保険料</td> <td>3,633</td> </tr> <tr> <td>貸付金利息</td> <td>98</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">漁業信用保険業務</td> <td>保険料</td> <td>559</td> </tr> <tr> <td>貸付金利息</td> <td>47</td> </tr> <tr> <td>林業信用保証業務</td> <td>保証料</td> <td>397</td> </tr> </table>	農業信用保険業務	保険料	3,633	貸付金利息	98	漁業信用保険業務	保険料	559	貸付金利息	47	林業信用保証業務	保証料	397
農業信用保険業務	保険料	3,633														
	貸付金利息	98														
漁業信用保険業務	保険料	559														
	貸付金利息	47														
林業信用保証業務	保証料	397														
<p>5 代位弁済率・事故率の低減</p> <p>2及び3の取組により、中期目標期間中に保証契約・保険契約を締結した案件については、林業信用保証業務においてはその代位弁済率を2.94%以下とし、ま</p>	<p>5 代位弁済率・事故率の低減</p> <p>2及び3の取組により、中期目標期間中に保証契約・保険契約を締結した案件については、林業信用保証業務においてはその代位弁済率を2.94%以下とし、ま</p>	<p>5 代位弁済率・事故率の低減</p> <p>代位弁済率及び事故率については、中期目標期間中に保証契約・保険契約を締結した案件についての代位弁済率及び事故率を指標として、中期目標の達成に向</p>	<p>5 代位弁済率・事故率の低減</p> <p>(1) 農業信用保険業務における事故率</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 20年度末時点での事故率は0.06%であった。 <p>(2) 林業信用保証業務における代位弁済率</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 20年度末時点での事故率は0.44%であった。 <p>(3) 漁業信用保険業務における事故率</p>													

<p>た、基金協会の代位弁済が保険事故となる農業信用保険業務にあつてはその事故率を0.12%以下、漁業信用保険業務にあつてはその事故率を1.15%以下とする。この場合、代位弁済率・事故率は、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等外的要因により影響を受けることについて配慮する。</p>	<p>た、基金協会の代位弁済が保険事故となる農業信用保険業務にあつてはその事故率を0.12%以下、漁業信用保険業務にあつてはその事故率を1.15%以下とする。この場合、代位弁済率・事故率は、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等外的要因により影響を受けることについて配慮する。</p>	<p>けるの進捗状況の把握に努める。この場合、代位弁済率・事故率は、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等外的要因により影響を受けることについて配慮する。</p>	<p>○ 20年度末時点での事故率は0%であった。</p>																																																			
<p>6 基金協会及び共済団体等に対する貸付け 基金協会及び共済団体等に対する貸付けについては、引き続き適正な審査を行うとともに、その回収については、確実に徴収するものとする。</p>	<p>6 基金協会及び共済団体等に対する貸付け 基金協会及び共済団体等に対する貸付けについては、引き続き適正な審査を行うとともに、その回収については、確実に徴収するものとする。</p>	<p>6 基金協会及び共済団体等に対する貸付け 基金協会及び共済団体等に対する貸付けについては、引き続き適正な審査を行うとともに、その回収については、確実に徴収に努める。</p>	<p>6 基金協会及び共済団体等に対する貸付けの回収 ○ 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務において、基金協会に対する貸付金については、借入申込書・金銭消費貸借証書及び代位弁済実施計画の審査を迅速・適確に処理するとともに、貸付金の回収については、基金協会に対し、予め償還期限、貸付金及び貸付金利息を連絡することにより、期日どおり全額回収した。 ○ 農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務において、共済団体等に対する貸付金については、貸付けに係る借入申込書及び償還計画書等の審査を迅速・的確に処理するとともに、貸付金の回収については、共済団体等に対して予め償還期限、貸付金及び貸付金利息等の確認を行うことにより、全額回収した。</p> <p style="text-align: right;">単位：百万円</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">期中貸付額</th> <th colspan="2">期中回収額</th> </tr> <tr> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>件数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">農業信用保険業務</td> <td>長期資金</td> <td>202</td> <td>18,780</td> <td>197</td> <td>18,780</td> </tr> <tr> <td>短期資金</td> <td>90</td> <td>1,127</td> <td>94</td> <td>1,227</td> </tr> <tr> <td>全国低利預託基金</td> <td>82</td> <td>1,782</td> <td>39</td> <td>1,388</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">漁業信用保険業務</td> <td>長期資金</td> <td>316</td> <td>18,478</td> <td>309</td> <td>18,478</td> </tr> <tr> <td>短期資金</td> <td>11</td> <td>1,095</td> <td>11</td> <td>965</td> </tr> <tr> <td>全国低利預託基金</td> <td>6</td> <td>458</td> <td>6</td> <td>449</td> </tr> <tr> <td>農業災害補償関係業務</td> <td>8</td> <td>1,773</td> <td>9</td> <td>1,599</td> </tr> <tr> <td>漁業災害補償関係業務</td> <td>16</td> <td>5,785</td> <td>11</td> <td>6,901</td> </tr> </tbody> </table>		期中貸付額		期中回収額		件数	金額	件数	金額	農業信用保険業務	長期資金	202	18,780	197	18,780	短期資金	90	1,127	94	1,227	全国低利預託基金	82	1,782	39	1,388	漁業信用保険業務	長期資金	316	18,478	309	18,478	短期資金	11	1,095	11	965	全国低利預託基金	6	458	6	449	農業災害補償関係業務	8	1,773	9	1,599	漁業災害補償関係業務	16	5,785	11	6,901
	期中貸付額		期中回収額																																																			
	件数	金額	件数	金額																																																		
農業信用保険業務	長期資金	202	18,780	197	18,780																																																	
	短期資金	90	1,127	94	1,227																																																	
	全国低利預託基金	82	1,782	39	1,388																																																	
漁業信用保険業務	長期資金	316	18,478	309	18,478																																																	
	短期資金	11	1,095	11	965																																																	
	全国低利預託基金	6	458	6	449																																																	
農業災害補償関係業務	8	1,773	9	1,599																																																		
漁業災害補償関係業務	16	5,785	11	6,901																																																		
<p>7 資産の有効活用 信用基金の保有する職員用宿舎について、効率的な活用を促進し、自己収入の増加や経費の節減を図る観点から、他の独立行政法人や国との共同利用を推進する。</p>	<p>7 資産の有効活用 信用基金の保有する職員用宿舎について、効率的な活用を促進し、自己収入の増加や経費の節減を図る観点から、他の独立行政法人や国との共同利用を推進する。</p>	<p>7 資産の有効活用 他の独立行政法人や国に対し、信用基金の保有する職員用宿舎の共同利用について、積極的な周知を図るなど推進に努める。</p>	<p>7 資産の有効活用 ○ 20年3月に、資産の有効活用を図る観点から、信用基金の保有する職員宿舎について、信用基金の職員のほか、他の独立行政法人や国の職員に対しても貸与できるよう宿舎等貸与規程を改正し、共同利用を推進した。 ○ 農林水産省や農林水産省関係の独立行政法人等を訪問し、共同利用の趣旨及び貸与予定宿舎の内容等を説明し、宿舎の共同利用について検討することを依頼した。この結果、他の独立行政法人と共同利用に係る条件整備を行い、21年5月から共同利用を開始した。 ○ 保有資産の見直し状況（宿舎）については、21年5月に監事監査が行われた。</p>																																																			
<p>第4 予算（人件費の見積り）</p>	<p>第4 予算（人件費の見積り）</p>	<p>第4 予算（人件費の見積り）</p>	<p>第4 予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画</p>																																																			

を含む。)、収支計画及び資金計画

【略】

を含む。)、収支計画及び資金計画

【略】

1 経費(業務経費及び一般管理費)節減に係る取組

- 事業費(保険金、代位弁済費、回収奨励金、求償権管理回収助成及び求償権回収事業委託費)については、168億78百万円の支出であり、19年度予算対比で23.0%の増加となった。一般管理費(人件費及び公租公課を除く。)については、4億23百万円の支出であり、19年度予算対比で39.8%の削減となった。

単位：百万円

	平成19年度 予算 (A)	平成20年度 決算 (B)	削 減 率 (B - A) ÷ A
事業費	13,727	16,878	23.0%
一般管理費	702	423	△39.8%

- 当期損益は、法人全体で12億50百万円の当期総利益を計上したが、林業信用保証勘定においてその当期純損失(17億50百万円)に充当するため前中期目標期間繰越積立金を取り崩したことから、利益剰余金は、68億79百万円となった。

これを勘定ごとにとみると、農業信用保険勘定では、保険金支払の減少等により9億38百万円の利益が生じた。林業信用保証勘定では、全国規模の景気後退等の影響を受け住宅着工戸数が大幅に減少したことにより代位弁済費が増加したこと等から求償権償却引当金繰入21億76百万円を計上する等、17億50百万円の当期純損失が生じたものの、前中期目標期間繰越積立金を同額取り崩して充当した。漁業信用保険勘定では、保険金支払額が多額となったものの、支払備金の減少に伴い戻入が発生したこと等により2億70百万円の利益が生じた。農業災害補償関係勘定及び漁業災害補償関係勘定では、一般管理費の抑制により、それぞれ19百万円、23百万円の利益が生じた。この結果、利益剰余金は、農業信用保険勘定では36億71百万円、林業信用保証勘定では13億17百万円、農業災害補償関係勘定では24億53百万円、漁業災害補償関係勘定では1億69百万円となった。なお、漁業信用保険勘定では、繰越欠損金が7億31百万円あるが、引受審査の厳格化、部分保証の実施、大口保険金支払の事前協議等により、事業費の削減を図り、その解消に努めたい。

単位：百万円

	農業信用保険 勘定	林業信用保証 勘定	漁業信用保険 勘定	農業災害補償 関係勘定	漁業災害補償 関係勘定	合 計
当期損益	938	—	270	19	23	1,250
利益剰余金	3,671	1,317	△731	2,453	169	6,879

- 漁業信用保険勘定では、損益計算により生じた利益により前事業年度から繰り越した損失を埋めたことから、目的積立金は計上しなかった。

また、林業信用保証勘定及び漁業信用保険勘定以外の勘定において損益計算により生じた利益は、積立金として計上し、目的積立金は計上しなかった。これは、農業信用保険勘定では、近年、赤字基調にある中で、保険事故等の発生によって生じた損失の補てんに充てる必要があること、農業災害補償関係勘定及び漁業災害補償関係勘定においては、大災害に備え貸付原資として確保しておく必要があることによるものである。

- 余裕金の運用により取得した債券については、すべて「満期保有目的」としていることから、取得価額を貸借対照表価額とするため、信用基金の決算には時価の影響がない。なお、資産査定実施要領に基づき、時価が著しく下落した場合には、減損処理を行うこととなるが、20年度末現在の保有有価証券について時価が著しく下落しているものはない。

(平成20事業年度予算、収支計画及び資金計画の決算及び実績については別添のとおり。)

			<p>2 法人運営における資金の配分状況</p> <p>—</p>																		
<p>第5 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>長期借入金の条件</p> <p>独立行政法人農林漁業信用基金法（平成14年法律第128号）第17条第1項（漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第196条の1第1項又は林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和54年法律第51号）第7条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき、信用基金が長期借入金をするに当たっては、市中の金利情勢等を考慮し、極力有利な条件での借入れを図る。</p>			<p>第5 長期借入金の条件</p> <p>極力有利な条件での借入れ</p> <p>○ 20年度においては、6月と10月に長期借入を行った。借入金利については、一般競争入札を実施し、低利での借入を行うことができた。</p> <table border="1" data-bbox="1005 405 1774 517"> <thead> <tr> <th></th> <th>借入時期</th> <th>借入金額</th> <th>借入利率</th> <th>(参考) 国債利率</th> <th>長プラ利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上期</td> <td>20年6月</td> <td>613百万円</td> <td>1.343%</td> <td>1.19%</td> <td>2.45%</td> </tr> <tr> <td>下期</td> <td>20年10月</td> <td>2,878百万円</td> <td>1.050%</td> <td>0.83%</td> <td>2.35%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 国債利率は、5年物、残存4年程度。</p>		借入時期	借入金額	借入利率	(参考) 国債利率	長プラ利率	上期	20年6月	613百万円	1.343%	1.19%	2.45%	下期	20年10月	2,878百万円	1.050%	0.83%	2.35%
	借入時期	借入金額	借入利率	(参考) 国債利率	長プラ利率																
上期	20年6月	613百万円	1.343%	1.19%	2.45%																
下期	20年10月	2,878百万円	1.050%	0.83%	2.35%																
	<p>第5 短期借入金の限度額</p> <p>中期目標期間中の短期借入金は、農業災害補償関係勘定において1,190億円、漁業災害補償関係勘定において110億円を限度とする。</p> <p>(想定される理由)</p> <p>農業災害補償関係勘定及び漁業災害補償関係勘定における一時的に不足する貸付原資を調達するため。</p>		<p>第6 短期借入金の限度額</p> <p>短期借入金の限度額</p> <p>○ 農業災害補償関係業務においては、20年度の借入実績はなかった。</p> <p>○ 漁業災害補償関係業務においては、20年4月に漁業共済団体に対する貸付原資とするため1件415百万円の短期借入れを行い、5月に償還した。20年度末の借入残高はない。</p>																		
	<p>第6 剰余金の使途</p> <p>農林漁業金融のセイフティ・ネット機関としての役割の向上のため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融業務に精通した人材 		<p>第7 剰余金の使途</p> <p>中期計画に定めた使途に充てた結果、当該年度に得られた成果（実績なし）</p>																		

	<p>の育成・研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務運営の効率化・合理化を図る観点からの情報システムの充実 ・コンプライアンス（法令等遵守）への取組の充実等の内部統制機能の強化 ・債権管理強化のため連携する県単位機関等の能力の向上 <p>の使途に使用</p>		
	<p>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）</p> <p>(1) 方針</p> <p>農林漁業金融をめぐる情勢の変化に即応して、信用基金の業務の円滑な実施を担うことができる人材を確保するため、職員に対する各種研修を効果的に実施していくとともに、高度な専門知識を有する職員を採用する。</p> <p>また、業務の質や量に対応した適切な人員配置を実現する。</p>	<p>第5 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p>	<p>第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p>
	<p>(2) 人員に係る指標</p> <p>期末の常勤職員数は期初を上回らないものとする。</p> <p>(参考1)</p> <p>期初の常勤職員数 123名</p> <p>期末の常勤職員数の見込み 116名</p> <p>(参考2)</p> <p>中期目標期間中の人件費総額見込み</p>		<p>1 人員に関する指標</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 業務運営の効率化を図るため、20年7月に経理関係組織の見直しを行い、経理総括課、経理第一課及び経理第二課の3課を経理総括課及び経理業務課の2課に改組し、林業及び漁業部門併せて人員を1名削減した。 ○ 信用基金の人員について、1名の削減を行ったことに伴い、20年度末時点で122名となった。 ○ 20年度の人件費は、10億73百万円であった。

	<p>5,749百万円。 ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当及び超過勤務手当に相当する範囲の費用である。</p>		
	<p>(3) 人材の確保及び養成に関する計画 ① 人材の確保 金融、保険業務等の分野において高度な専門性を有する民間企業等の人材を採用する。また、適切な人事管理の構築等を通じた魅力ある就業環境の形成により、人材の確保を行う。</p>	<p>1 人事に関する計画 (1) 人材の確保 金融、保険業務等の分野において高度な専門性を有する人材の確保に努める。</p>	<p>2 人材の確保及び養成 (1) 専門性を有する人材の確保 ○ 専門的知識に優れた人材を確保するため、退職者の再雇用を3名実施しているとともに、金融機関等から受け入れた専門性を有する人材1名を専門知識を活用できる部署に配属した。 ○ 21年度新規採用者の採用に当たって、金融関係及びシステム関係の専門的知識・経験を有する者を確保することも考慮しつつ、決定した。</p>
	<p>② 人材の養成 個々の職員の専門性の育成に配慮した人事管理を行うとともに、職員に対する研修制度の充実等により、民間企業等から採用（交流）した人材の専門的な知見を速やかに共有させ、専門性の高い人材の早期育成を図る。</p>	<p>(2) 人材の養成 民間金融機関からの採用者によるOJTにより、職員の専門性の育成を図る。また、自主研修支援を行うなど研修を充実させることにより専門性の高い人材育成を図る。</p>	<p>(2) 専門性の育成に配慮した人事管理 ○ 職員の専門性の育成に配慮した人事管理を行うため、農業信用基金協会と信用基金の職員の人事交流（1名）を引き続き行うとともに、研修計画に基づき専門研修を実施した。 ○ 長期にわたって同一ポストに在職することを避けつつも、日常の業務並びに研修等による能力の見極めを適切に行い、適材適所の配置に努めた。 (3) 研修制度の充実 ○ 19年度に引き続き、職責別に必要とする能力を習得させる「計画的養成研修」と実務的、専門的スキルを習得させる「能力開発研修」に体系化して実施するとともに、新たにコンプライアンスに係る研修を実施した。 具体的には、以下のとおり。 (計画的養成研修) ・ 新規採用研修（新規採用者に信用基金の業務を理解させる研修 4月） ・ 一般職員研修（課長補佐以下の職員に対し専門知識を付与するための研修 7月） 財務諸表の見方と経営分析の手法に関する研修 保険数理の基礎を理解する研修 ・ 課長級研修（課長職を対象とした部下指導のあり方、職場の活性化、リーダーシップ発揮の手法に関する研修 11月） ・ 現地研修（課長補佐以下の職員に対し農林漁業の経営実態を把握させる研修 11月） (能力開発研修) ・ 実践研修（全職員を対象とし、農林漁業の情勢等、専門的知識を習得させる研修 1月） ・ 専門研修 事業再生に関する通信教育研修（金融財政事情研修会主催） (関係機関との合同研修の実施) ・ 政府出資法人等内部監査業務講習会（会計検査院主催 11月） ○ 20年度から外部講師を招聘し、新たにコンプライアンス研修を新設した。</p>

			(法令遵守意識啓発研修) <ul style="list-style-type: none"> コンプライアンス研修(全職員受講とし、受講できなかった職員に対しては、電子媒体を用いて受講。信用基金におけるコンプライアンス及び情報セキュリティに関する研修 3月)
	2 積立金の処分に関する事項 各勘定の前中期目標期間繰越積立金は、それぞれ農業信用保険業務、林業信用保証業務、漁業信用保険業務、農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務に充てることとする。	2 積立金の処分に関する事項 各勘定の前中期目標期間繰越積立金は、それぞれ農業信用保険業務、林業信用保証業務、漁業信用保険業務、農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務に充てることとする。	3 積立金の処分に関する事項 ○ 漁業信用保険勘定以外の勘定の前中期目標期間繰越積立金については、林業信用保証勘定において、損失17億50百万円の補てんに充当した。その他の勘定では、積立金の処分は行わなかった。

1. 平成20事業年度予算及び決算

(1) 収入

(単位：百万円)

科 目	総 計		農業信用保険勘定		林業信用保証勘定		漁業信用保険勘定		農業災害補償関係勘定		漁業災害補償関係勘定	
	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算
受入事業交付金	1,631	6,724	770	3,623	436	436	425	2,665	-	-	-	-
政府補給金受入	198	149	-	-	198	149	-	-	-	-	-	-
政府出資金	500	2,561	-	-	500	2,561	-	-	-	-	-	-
地方公共団体出資金	10	-	-	-	10	-	-	-	-	-	-	-
民間出資金	14	-	-	-	14	-	0	-	-	-	-	-
事業収入	142,797	65,720	40,183	28,250	9,090	7,116	23,023	21,744	53,391	1,612	17,109	6,999
受託事業収入	3	3	-	-	3	3	-	-	-	-	-	-
運用収入	1,870	1,903	778	746	353	372	603	634	134	147	1	5
借入金	70,852	3,906	-	-	4,043	3,491	-	-	51,168	-	15,641	415
その他の収入	11	63	8	9	2	2	0	52	-	-	0	-
合 計	217,886	81,031	41,740	32,628	14,649	14,130	24,051	25,095	104,694	1,759	32,751	7,419

(2) 支出

(単位：百万円)

科 目	総 計		農業信用保険勘定		林業信用保証勘定		漁業信用保険勘定		農業災害補償関係勘定		漁業災害補償関係勘定	
	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算
事業費	222,531	76,886	41,346	28,801	13,331	12,956	30,235	27,156	104,950	1,773	32,669	6,200
一般管理費	2,134	1,737	857	648	593	538	447	339	171	149	67	62
直接業務費	367	208	212	104	87	64	52	30	12	10	3	1
管理業務費	325	225	111	67	86	76	89	46	26	25	12	11
人件費	1,443	1,303	534	477	420	399	306	263	133	113	51	51
合 計	224,665	78,623	42,204	29,449	13,924	13,494	30,681	27,495	105,121	1,922	32,736	6,263

2. 平成20事業年度収支計画及び実績

(1) 収益

(単位：百万円)

科 目	総 計		農業信用保険勘定		林業信用保証勘定		漁業信用保険勘定		農業災害補償関係勘定		漁業災害補償関係勘定		
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	
経常収益	政府事業交付金収入	1,758	3,917	770	770	436	423	552	2,724	-	-	-	-
	政府補給金収入	198	149	-	-	198	149	-	-	-	-	-	-
	事業収入	8,986	9,378	6,819	6,950	462	414	1,569	1,909	23	14	112	91
	受託事業収入	3	3	-	-	3	3	-	-	-	-	-	-
	財務収益	1,870	1,883	778	732	353	378	603	625	134	143	1	5
	引当金等戻入	-	3,067	-	245	-	-	-	2,821	-	-	-	-
	雑益	11	47	8	9	2	2	0	36	-	-	0	-
臨時利益													
償却債権取立益	15	5	-	-	15	5	-	-	-	-	-	-	
前中期目標期間繰越積立金取崩額	-	1,750	-	-	-	1,750	-	-	-	-	-	-	
当期総損失	1,552	-	466	-	567	-	489	-	34	-	-	-	
合 計	14,395	20,201	8,842	8,707	2,036	3,125	3,213	8,116	191	157	113	96	

(2) 費用

(単位：百万円)

科 目	総 計		農業信用保険勘定		林業信用保証勘定		漁業信用保険勘定		農業災害補償関係勘定		漁業災害補償関係勘定		
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	
経常費用	事業費	10,835	14,256	7,979	7,112	72	20	2,784	7,124	0	-	0	-
	一般管理費	2,093	1,668	817	623	606	502	421	335	171	135	78	73
	直接業務費	284	172	170	87	73	50	25	24	12	10	3	1
	管理業務費	299	221	94	65	83	74	85	46	24	25	12	11
	人件費	1,510	1,276	552	471	449	377	310	266	135	100	63	62
	減価償却費	79	58	45	33	22	15	8	7	3	2	0	0
	財務費用	248	150	1	0	199	150	0	0	17	0	31	0
	引当金等繰入	1,137	2,817	-	-	1,137	2,439	-	379	-	-	-	-
	雑損	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	臨時損失												
固定資産除却損	-	0	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-	
当期総利益	-	1,250	-	938	-	-	-	270	-	19	3	23	
合 計	14,395	20,201	8,842	8,707	2,036	3,125	3,213	8,116	191	157	113	96	

(注) 収支計画は、予算ベースで作成した。

3. 平成20事業年度資金計画及び実績

(1) 収入

(単位：百万円)

科 目	総 計		農業信用保険勘定		林業信用保証勘定		漁業信用保険勘定		農業災害補償関係勘定		漁業災害補償関係勘定	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
業務活動による収入	146,429	74,619	41,699	32,631	10,072	8,127	24,010	25,079	53,538	1,778	17,110	7,004
投資活動による収入	92	22	47	5	7	17	34	-	4	-	-	-
財務活動による収入	71,376	6,484	-	-	4,567	6,052	0	17	51,168	-	15,641	415
前年度からの繰越金	113,165	128,787	35,364	47,706	32,703	32,746	39,062	41,719	5,996	6,542	40	74
合 計	331,062	209,911	77,110	80,343	47,349	46,941	63,106	66,815	110,707	8,320	32,791	7,492

(2) 支出

(単位：百万円)

科 目	総 計		農業信用保険勘定		林業信用保証勘定		漁業信用保険勘定		農業災害補償関係勘定		漁業災害補償関係勘定	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
業務活動による支出	154,941	75,435	42,167	29,456	11,065	10,713	30,671	27,495	53,946	1,922	17,093	5,848
投資活動による支出	19	2	17	2	-	-	2	0	1	-	0	-
財務活動による支出	69,652	3,258	-	-	2,843	2,843	-	-	51,168	-	15,641	415
翌年度への繰越金	106,451	131,216	34,926	50,884	33,442	33,385	32,433	39,320	5,592	6,399	58	1,229
合 計	331,062	209,911	77,110	80,343	47,349	46,941	63,106	66,815	110,707	8,320	32,791	7,492

(注) 資金計画は、予算ベースで作成した。

平成20事業年度業務収支計画及び実績

(単位：百万円)

科 目	総 計		農業信用保険勘定		林業信用保証勘定		漁業信用保険勘定		農業災害補償関係勘定		漁業災害補償関係勘定		
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	
収益	政府事業交付金収入	1,732	3,905	770	770	410	410	552	2,724	-	-	-	-
	政府補給金収入	198	149	-	-	198	149	-	-	-	-	-	-
	事業収入	8,829	9,229	6,714	6,845	477	419	1,503	1,860	23	14	112	91
	受託事業収入	3	3	-	-	3	3	-	-	-	-	-	-
	引当金等戻入	-	3,067	-	245	-	-	-	2,821	-	-	-	-
	合 計	10,763	16,353	7,485	7,861	1,088	982	2,055	7,406	23	14	112	91
費用	事業費	10,807	14,228	7,951	7,084	72	20	2,784	7,124	-	-	-	-
	財務費用	245	150	-	-	198	149	-	-	15	-	31	0
	引当金等繰入	1,137	2,817	-	-	1,137	2,439	-	379	-	-	-	-
	合 計	12,189	17,195	7,951	7,084	1,408	2,608	2,784	7,503	15	-	31	0
収 支 差	△ 1,426	△ 842	△ 467	777	△ 319	△ 1,626	△ 729	△ 97	8	14	81	91	

(注) 業務収支計画は、予算ベースで作成した。